第2期平戸市教育振興基本計画

(平成 27 年度~平成 31 年度)



平戸市教育委員会

人

- 第1章 - 第2期平戸市教育振興基本計画の策定	
1 第2期平戸市教育振興基本計画の策定について	1
2 計画の性格・計画期間等	2
ー 第2章 ー 本市が目指す教育	
1 本市教育の基本的方向性	3
2 基本理念について	4
3 重点目標について	5
ー 第3章 ー 本市が取り組む主要施策	
1 平戸市教育振興基本計画体系図	6
2 平戸市教育振興基本計画の主要施策	8
I 高い志をもつ人づくり	.,,
確かな学力と健やかな育ちを保障する学校教育の推議	_
Ⅰ-1 確かな学力の育成	8
Ⅰ-2 人権教育と健やかな心と体の育成	18
I-3 信頼される教育の確立	28
エー地域を担こしべたけ	
Ⅱ 地域を担う人づくり 生涯学習と地域の課題解決を目指す社会教育の推進	
エルチョン地域の味趣解次を目指す社会教育の推進 Ⅱ-1 生涯学習・社会教育の充実	37
Ⅱ-1 生涯子首・社会教育の元美 Ⅱ-2 青少年の健全育成・家庭教育の支援	45
Ⅱ-3 スポーツの推進	50
1-3 人が一クの推進	50
Ⅲ 郷土を愛する人づくり	
歴史・文化遺産の保存・継承・活用と文化活動の推議	催
Ⅲ−1 文化財の保存・活用	<u>=</u> 54
Ⅲ−2 郷土学習の充実	58
Ⅲ-3 世界遺産の登録推進と活用	61
Ⅲ-4 文化活動の推進	64
- 第4章 - 計画の着実な推進に向けて	
1 計画実現に向けた教育行政の推進	67
2 国・県・家庭や地域、企業や大学、関係機関との連携	隽 67
3 計画の進捗管理	68
一 資料 一	
1 平戸市教育方針(再掲)	69
2 平戸市教育努力目標(再掲)	
3 第2期平戸市教育振興基本計画策定委員会委員	70
4 平戸市教育振興基本計画策定委員会条例	71

第1章 第2期平戸市教育振興基本計画の策定

1 第2期平戸市教育振興基本計画の策定について

平成 18 年に「教育基本法」が改正され、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの今日的な課題を踏まえ、教育の基本理念が示されました。この理念の実現に向けて、「教育基本法」の規定に基づいて、政府の教育に関する総合的な計画として策定されたものが「教育振興基本計画」です。平成 20 年に政府は初めての計画を策定し、その後、様々な社会情勢の変化や、東日本大震災の発生などを踏まえ、平成 25 年 6 月に第 2 期の教育振興基本計画を策定しました。

第2期教育振興基本計画では、社会の現状として、少子高齢化やグローバル化など、我が国を取り巻く諸情勢の急激な変化に伴い、社会全体の活力の低下や我が国の国際的な存在感の低下などが懸念される中、国が直面する危機を乗り越え、我が国の強みも活かしつつ、持続可能で活力ある社会を構築していくための方向性として、「自立」「協働」「創造」の三つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築を目指すこととしています。

本市では、平成 22 年度から 5 年間の教育のアクションプランとして、平成 22 年 3 月に平戸市教育振興基本計画を策定し数々の施策に取り組んできました。この間、新学習指導要領が平成 23 年度から小学校で、平成 24 年度から中学校で全面実施されるなか、一方で依然として少子化による児童生徒の減少は深刻化し、学校の適正規模・配置に向けた議論を余儀なくされてきております。また、教育を取り巻く環境の変化や新たな教育課題へ対応するとして、教育委員会制度の在り方等の根本的な制度改革の議論は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって、平成 27 年度から首長の権限を強化、首長と新教育長の責任を明確化し、いじめ問題など緊急事態の発生時などに的確に対応するため、現教育長と教育委員長を統合した新「教育長」の創設や、首長が主催する総合教育会議の設置など、これまでにない制度改革となって施行されました。本市においても、これまでの国での議論や、これからの具体的な動きを見守りながら本市の実情を踏まえた適切な対応が必要になります。

第2期平戸市教育振興基本計画は、第1期教育振興基本計画の計画期間終了に伴い、その成果と課題を検証し、このような教育を取り巻く社会状況を踏まえた上で「明日を担う人材の育成と個性豊かな地域文化の振興」を目指し、その実現に向けた具体的な取組をお示しし、本市教育の振興に皆様とともに取り組んでいこうとするものです。

★ 教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 計画の性格・計画期間等

第2期平戸市教育振興基本計画は、教育基本法や平戸市教育方針に掲げる教育理念を実現するため、国の第2期教育振興基本計画及び第2期長崎県教育振興基本計画を参考(参酌)するとともに、市政運営の基本的な指針や方向性を明示した本市最上位に位置付けられた「平戸市総合計画」(平成20~29年度)等を踏まえつつ、本市教育の目指す努力目標に向けた3つの重点目標を掲げ、その実現のための重点的施策や具体的な取組を盛り込んだ、教育全般にわたるアクションプランとして策定しているものです。

また、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案し提示された「平戸市人口ビジョン」を踏まえて策定される「平戸市総合戦略」(平成 27~31 年度)との整合性が図られた計画です。

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

対象範囲

本市教育委員会所管の学校教育や生涯学習(社会教育)に関する施策と、市長部局所管の文化振興を含むものとする。また、本計画の対象範囲に含まれない施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、平戸市総合計画及び他の分野別計画に基づき、関係部局と連携しながら推進する。

第2章 本市が目指す教育

1 本市教育の基本的方向性

よりよい郷土をつくることは人づくりに連なり、人づくりの根幹は教育にあります。本 市の先人たちは、古より広く海外まで智を求め、近代では早くから学校を整えるなど、教 育に力を注いできました。そのような歴史の積み重ねにより、平戸市の豊かな文化はつく りあげられてきました。

一方、未来に目を向けると、そこには誰もが思い描くことができないような社会が子どもたちを待っています。しかし、社会がどう変わっても、子どもたちはその時代を生きていかなければなりません。いつの時代にあっても、自分の考えをもち、たくましく生きていくことができる人づくりが肝要です。

そこで、次のように平戸市教育方針、努力目標を定め、明日の平戸市を、そして、ひいては我が国を支える人材育成に取り組んでいきます。

平戸市教育方針

平戸市教育委員会は、市民協働のもと英知を結集し、本市教育の充実発展を期する。

このため、人間尊重の精神を基調とし、郷土の、古より世界に開かれた輝かしい歴史・ 文化と美しい自然・豊かな人情を愛し、心身ともにたくましく、生涯を通じて創造的に学 び続ける、国際感覚豊かな活力ある人間の育成に努める。

特に教育にたずさわる者は、その使命を果たすため、人間性と専門性の研修に励み、資質・能力を高めるとともに、家庭・学校・地域社会との連携・融合を図り、深い教育愛をもって日々の実践に努める。

平戸市教育努力目標

(学校教育の実現)

- ○心の教育を充実し、学力の向上に取り組む学校教育の実現 (生涯学習の推進)
- ○学ぶ楽しみ、活かす喜びを育てる生涯学習の推進 (人権・同和教育の推進)
- ○温もりのある社会をつくる人権・同和教育の推進 (青少年の育成)
- ○たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成 (文化の振興と国際交流の推進)
- ○歴史を活かした市民文化の振興と国際交流の推進 (体育・スポーツの振興)
- ○健康で活力のある市民を育てる体育・スポーツの振興

2 基本理念について

本市教育はふるさとの明日を担う人材育成を目指します。そのため、ふるさとである平 戸市の豊かな歴史や伝統、文化への誇りと愛着を持って生きる人、生涯にわたって学び続 ける人、心身ともにたくましく生きる人、そして、国際社会で活躍できる人を育てること を目標にし、そのための環境整備を進めます。

また、「教育は人なり」と言われるように、人を育てるのは人です。最も重要な環境は人的環境であり、それを整えることが大切です。学校、家庭、地域などで教育にたずさわる者について、人間性と専門性の両面から研修を行い、全市的に人的な教育環境の充実を併せて目指します。

以上の実現のためには、生涯のあらゆるステージ、あらゆる場において教育が行われなければなりません。平戸市の教育においては、平戸市総合計画に記されている協働のまちづくり精神を根底に、市民と行政が一体となり、本市教育の充実発展を目指します。

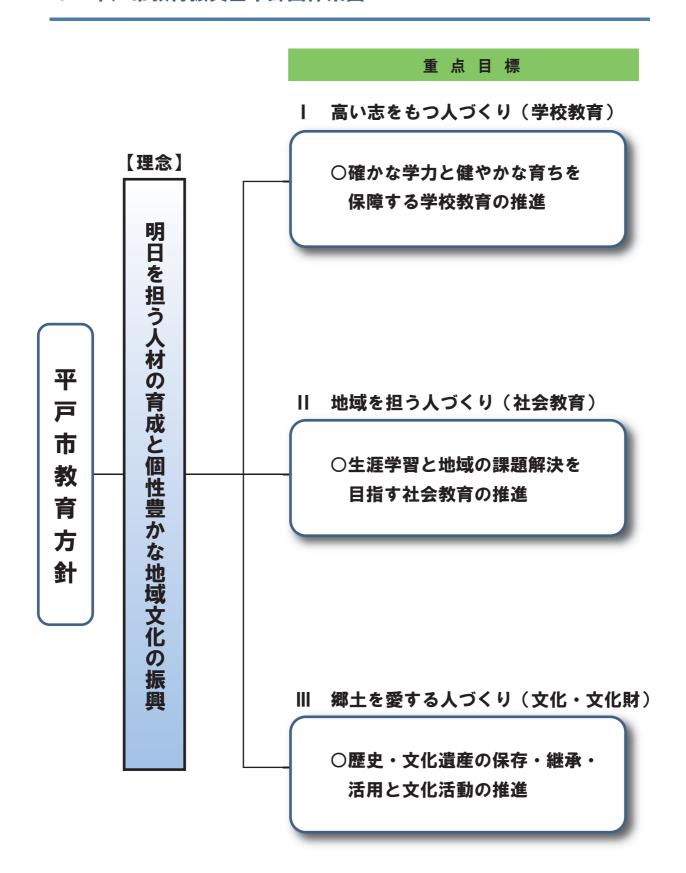
3 重点目標について

以下の3つの重点目標を柱に、様々な教育施策を掲げ計画の推進を図っていきます。

- I 高い志をもつ人づくり (学校教育)
 - ○確かな学力と健やかな育ちを保障する学校教育の推進
- Ⅱ 地域を担う人づくり(社会教育)
 - ○生涯学習と地域の課題解決を目指す社会教育の推進
- Ⅲ 郷土を愛する人づくり(文化・文化財)
 - ○歴史・文化遺産の保存・継承・活用と文化活動の推進

第3章 本市が取り組む主要施策

1 平戸市教育振興基本計画体系図





2 平戸市教育振興基本計画の主要施策

重点目標 I

一 高い志をもつ人づくり -

確かな学力と健やかな育ちを保障する学校教育の推進

Ⅰ−1. 確かな学力の育成

1-(1)学力の定着と向上

【現状と課題】

確かな学力の定着と向上は、変化の激しい社会の中で、子どもたちが未来を切り開き、自己実現を図る上で大切です。これまでも、学力の定着について取組を行ってきましたが、平戸市の全国学力・学習状況調査及び長崎県学力調査の結果は全国や長崎県の平均正答率に届いていない状況が続いています。特に小・中学校とも、国語では、根拠を明確にして自分の考えを「書くこと」、算数・数学では、条件を用いて説明したり、理由を述べたりする「記述すること」に大きな課題があります。

これらの課題を改善するために「書く活動」を重視しながら、基礎的・基本的な知識・技能及び思考力・判断力・表現力を合わせた確かな学力を確実に身に付けさせることが必要です。またICT機器も効果的に活用し、授業の改善を進めることが求められます。

- ①児童生徒の学力の実態と課題の把握
 - ・全国学力・学習状況調査(小6国語・算数、中3国語・数学)や長崎県学力調査(小5国語・算数、中2国語・数学、中3英語)、平戸市学力調査(小2~小4国語・算数、中1国語・数学、中2英語)を通じて、児童生徒の学力の実態と課題の把握に取り組みます。
- ②学力向上プランの策定と実践及び検証
 - ・PDCAサイクル (1年間ごと) による学力向上プランを策定し、次年度到達目標を 設定します。そして、実践と検証を行います。
- ③授業改善の指導の充実
 - ・「書く活動」を重視した授業づくりの充実や、学習した内容を定着させる取組の充実に 努めます。
 - ICTを効果的に活用した授業改善に取り組みます。
 - ・市教育委員会指定研究校(小学校2校、中学校1校)を設けて指導内容の改善を図る とともに、優れた研究成果について他校への普及に努めます。
 - 教職員研修(管理職、教務主任、研究主任、各教科担当等)の充実や、学校訪問指導 (定例訪問、総合学校訪問、指導主事派遣等)の充実に努めます。

【関連する事業】

- ○算数 数学検定事業
- ○ICT教育環境整備事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○教育委員会教育総務課

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	全国学力・学習状況調査の結果	全国平均以下	全国平均以上
2	長崎県学力調査の結果	県平均以下	県平均以上

※用語の説明

全国学力・学習状況調査

平成19年度から開始された日本全国の小・中学校の最高学年(小学校6年生、中学校3年生)全員を対象として行われる学力を問う調査と児童生徒の学習・生活状況に関するアンケート調査の二つを表しています。なお、平成22年度及び平成24年度は抽出調査として実施されました。理科については3年に1度実施されています。

ICT

Information and Communication Technology の略を表しています。IT (情報技術) に通信コミュニケーションの 重要性を加味した言葉で、教育の分野でも用いられます。

PDCAサイクル

Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Action (改善) の4 段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善させていく経営手法を意味します。

1-(2) | CTを活用した教育の推進

【現状と課題】

児童生徒に確かな学力や情報活用能力を育成するためには、ICTを活用した教育が効果的です。本市では平成27年度に平戸市ICT教育検討委員会を立ち上げ、平戸市ICT教育ビジョン構想図(H27~H31)を作成しました。平成27年9月から大型デジタル





ICTを活用した授業

テレビ、教師用タブレットPC、電子黒板機能付きプロジェクターを全ての学校に配置しています。今後、教職員のスキルアップを図りながら、これらを効果的に活用していくことが大切になります。また、児童生徒が、情報化社会をよりよく生き抜くために、情報モラル教育にも継続して取り組む必要があります。

【今後の主な取組】

- ① I C T を活用したわかりやすい授業の実践
 - ・教職員のニーズにあった研修会(ICT活用スキル向上)を実施します。
 - ・指導支援ソフトの導入やデジタル教科書の効果的な活用を推し進めます。
 - 児童生徒用タブレットPCの導入を通じて分かりやすい授業の実現に努めます。
- ②児童生徒の情報活用能力と情報モラルの育成
 - ・発達段階に応じた「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」を身につける指導の充実を図ります。
 - ・メディア安全指導員等と連携した最新の情報モラル教育を実施し、情報リテラシー 能力の育成に努めます。また、PTA単位の情報モラルに関する研修会を奨励し、 保護者にも啓発を行います。
- ③ふるさと教育の充実
 - ・社会科副教材「わたしたちの平戸市」のデジタル版を製作し、平戸市の自然、文化、 産業、歴史、世界遺産候補地等の調べ学習の充実を図ります。また、実際の見学学 習等でもタブレットPCを活用し、より一層、ふるさと学習の充実を図ります。
- ④学校間交流学習の推進

・ビデオ電話機能を活用し、生徒会活動、学校紹介、学習交流、学校間交流学習等を 推進していきます。

⑤指定研究の推進

・ICT教育に関する平戸市指定研究 校を指定し、実際的な指導状況の公 開を通じて研究の推進に努めます。

【関連する事業】

○ⅠCT教育環境整備事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○教育委員会教育総務課及び生涯学習課



ICT活用スキル向上研修会

【日指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	授業中にICTを活用して指導できる割合	69. 2%	100%
2	ICTを活用した授業がわかりやすいと答える児童生徒の割合	_	90%
3	メディア安全指導員等を活用した児童生徒や保護者に対する情報 モラル教育の実施	42. 3%	100%

※用語の説明

情報モラル

情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方や態度を意味します。教育の分野では危険回避(情報安全教育)の育成が重要です。

情報リテラシー

パソコン、タブレットPCなど情報関係の機器や情報そのものを使いこなすことができる能力のことです。

デジタル教科書

コンピュータやネットワーク、アプリケーションソフトウエア等、様々なデジタル技術を使って実現する学習教材を意味します。内容は教科書に沿って作られています。

タブレットPC

液晶画面などの表示部分にタッチパネルを搭載し、ペンや指で操作するパーソナルコンピュータの総称です。

ICT活用スキル

ICT機器の基本的な操作ができる力に加え、授業中にICTを活用して指導したり、児童生徒のICT活用を指導したりする力などのことです。

1-(3) 国際理解・外国語教育の推進

【現状と課題】

あらゆる分野で国際化が進み、英語によるコミュニケーション能力の必要性はますます高くなっています。また、グローバル化が急速に進展する現代において、国際的な視野で社会をリードできる人づくりを進めるためには、コミュニケーション能力だけではなく、多様な人々とともに生きるための資質や能力、さらには、地球的視野で自らの考えを適切に伝え、主体的に行動する能力を身につけた人材の育成が求められます。児童生徒が英語でコミュニケーションできるようになるためには、語彙力等を身につけ、英語の発音に対する苦手意識を払拭しなければなりません。そのため、小学校で英語の音声や基礎的な表現に慣れ親しませるなど素地を養い、中学校で確かな理解・表現のための基礎を培う必要があります。





平戸市英語スピーチ大会

- ①国語指導助手(ALT)による学校訪問
 - ・児童生徒が生きた英語に慣れ親しみながら英語力向上を図ることを目的として、外国から5名招致し、担当教員との連携により全校での指導を行います。

- ②地域の特性を生かす教育課程の編成
 - ・全ての小学校第5・6学年で外国語活動が週1時間、中学校では週4時間実施しており、コミュニケーション能力の基礎を養う授業を実践していきます。
- ③英語を主としたイベントの開催
 - ・英語力の向上を図る機会にするとともに、国際観光都市平戸の将来を担う子どもの 育成を目指し開催していきます。
- ④地域の言語や伝統・文化への理解の促進
 - ・国際理解を深めるためには、相互理解や国際交流を図るとともに、発信力を育むことが大切です。その観点から、各教科や外国語活動、総合的な学習の時間における 学習内容や体験活動等の充実に努めます。

【関連する事業】

- ○外国語指導助手招致事業
- ○中学生英語スピーチ大会開催事業
- ○イングリッシュ・タウン事業
- ○国際交流員招致事業



外国語指導助手 (ALT) の活動風景

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○文化観光部観光課観光振興班及び文化交流課文化交流班
- ○教育委員会教育総務課及び生涯学習課

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	英語による簡単なコミュニケーション活動ができる小学生の割合	_	80%
2	県 学力(英語)調査結果	県平均以下	県平均以上

※用語の説明

グローバル化

情報通信技術の進展、交通手段の発達等により、「ヒト」「モノ」「情報」の国際的移動が活発になり、国際社会の動向を無視できなくなっている現象を意味します。グローバル(地球規模)から転じた言葉です。

ALT

Assistant Laguage Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を児童生徒に伝えます。





英語を主としたイベント

1-(4) 理数教育の推進

【現状と課題】

平成27年度全国学力・学習状況調査(小6・中3実施)における平戸市の算数・数学及び理科の結果は、小学校算数A・B、理科、中学校数学A・B、理科のいずれにおいても全国平均を下回っています。また、これらは長崎県の平均と比較してもすべて下回っており、特に、思考・表現力を伴う考察や論理的説明部分において著しく落ち込んでいる状況が見られます。日々の授業において考える場を十分に設けるなど、その課題克服に努めるため、平戸市の理数教育の推進を図る必要があります。

【今後の主な取組】

- ①学力の定着と向上を目的とした各種調査 (テスト) の継続実施
 - ・「らんらんひらど計算検定」の定着を図ります。小教研算数部会や中教研数学部会との 連携を図り、その協力を得ながら小学生や中学生の計算力向上を目指します。子ども 一人当たり年2回の実施を通して、目指す級の合格する割合を8割以上とします。
 - ・平戸市学力調査の実施においては、現在小2年生から4年生の国語と算数、中1年生の国語・数学、中2年生の英語のみの実施となっていますが、その実施時期と学年の検討を行います。
- ②地域CSTの活用
 - ・市内の「地域 C S T」(地域の核となる理数系教員) との交流学習の場を広く設定し、 理数教員の交流研修会等の実施を検討していきます。
- ③ICT機器の有効活用
 - ・教師用タブレットPC、電子黒板機能付きプロジェクターの使用法について研修を重ねていきます。デジタル教科書の導入についても段階的な導入を検討し、導入校種・教科別での研修を行いながら有効な活用を目指します。

【関連する事業】

○算数·数学檢定事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○市中学校教育研究会数学部会
- ○市小学校教育研究会算数部会



らんらんひらど計算検定

【月指す成果指標】

No.	指標・内容	H27 基準値	H31 目標値
1	全国学力テスト(算数、数学、理科)の平均値	全国以下	全国以上

※用語の説明

らんらんひらど計算検定

中学校数学分野の計算技能の向上を目指して始まった検定試験のことです。6級から1級(さらにはS級)までの階級別の20間の検定試験で、年に2回実施し、8割以上の合格者には各学校において認定証を贈ります。

地域CST

長崎大学地域教育連携・支援センター推進事業の「地域の理数教育の質を向上させ、また、複式教育の指導力などの幅広い理科実践能力を獲得した、地域の核となる理数系教員」のことです。(Core Science Teacher の略称)

1-(5) 幼児教育の充実

【現状と課題】

全国的な少子化傾向の中で、平戸市内の公立・私立幼稚園においても園児数の減少が認められ、幼児期の人間関係づくりや集団での活動などを体験する機会が少なくなってきています。しかし、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う大切な時期であり、幼児教育は極めて重要なものです。新たな子ども・子育て支援制度の施行により、幼稚園や保育所における小学校や家庭・地域との連携等による子育て支援の充実及び幼児期に携わる職員の一層の資質向上を図る必要があります。

【今後の主な取組】

- ①幼児教育の質の向上
 - ・幼児教育について、幼稚園や今後設置の可能性がある認定こども園の職員の資質向上 を図るため、関係機関と連携した合同研修の実施など、研修機会の充実に努めます。
- ②学校評価の公表
 - ・幼稚園・認定こども園における教育活動の成果について、自己評価の実施とその結果 の公表を一層推進していきます。
- ③特別支援教育の充実
 - ・発達障害を含む障害のある児童に対するきめ細かな対応を推進するため、特別支援教育コーディネーターの配置や個別の指導計画等の作成、早期からの相談支援など、適切な支援体制の整備を推進します。
- ④教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動
 - ・幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるため、教育時間終了後に希望するものを対象に行います。
- ⑤未就園児と保護者、保護者同士の交流の場の提供
 - ・幼稚園を「親と子の育ちの場」として開放し、交流の場を提供していきます。
- ⑥幼保小連携の実践
 - ・幼児教育から小学校教育への円滑な移行のため合同会議を開催し、幼児教育から小学 校教育へのつながりが円滑に進むように努めていきます。

【関連する事業】

○認定こども園整備事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○市民福祉部福祉課子育て支援班
- ○教育委員会教育総務課

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	幼稚園教諭の資質向上研修の実施	3 🛭	3回以上

※用語の説明

認定こども園

就学前の子どもに対する保育及び教育並びに子育て支援の総合的な提供を行う施設のことです。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育の要であり、学校(園)内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、 学級担任への支援、校(園)内委員会の運営や推進役を担います。

1-(6)特別支援教育の充実

【現状と課題】

通常学級に在籍している児童生徒について、平成 27 年度に県が行った調査によると、平戸市内の小学校中学校に在籍する児童生徒のうち、小学生の 10.4%、中学生の 12.6% が個別の支援を要するという結果が示されました。

このような児童生徒について、早い段階からつまずきに気づき、できる限りの支援を していくとともに、学校において少しでも不自由さを感じさせないような支援をしてい くことが今後さらに重要になってきます。

- ①特別支援教育担当者の配置
 - ・個別の支援を要する児童生徒に対しては、児童生徒支援加配教員及び教育支援非常勤講師・複式支援等非常勤講師(県費)、並びに特別支援教育支援員(市費)等を各校の実情に応じて配置し、一人ひとりの子どもたちの教育的ニーズに応じた支援を行います。
- ②就学指導コーディネーターの活用
 - ・市内の全保育所・幼稚園訪問を行ったり、保健部局が行っている3歳児健診や5歳児健診、県北保健所が行っている巡回療育相談等の各種健診に参加したりして、就学前の早い段階から支援を要する児童の把握に努めます。
- ③相談支援ファイル「まどか」の配布・活用
 - ・平成23年度から配布している「まどか」を市内の全乳児に配付し、各種健診や保健・ 教育相談の記録を残して切れ目のない支援に役立てます。
- ④専門性向上のための研修会の開催
 - ・各学校で任命されている特別支援教育コーディネーターや市が雇用している特別支援 教育支援員の専門性を向上させるため、年間、コーディネーター研修会を3回、支援 員研修会を2回開催します。

【関連する事業】

- ○就学時健康診断
- ○教育支援委員会

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○保健センター保健サービス班(3歳児健康診断、5歳児健康診断)
- ○県北保健所(巡回療育相談)

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	特別支援教育支援員の配置人数	21 人	26 人

※用語の説明

就学指導コーディネーター

園訪問や保健部局の各種健診に参加することにより、発達障害を含む障害のある児童生徒についての相談活動を したり、情報収集や整理をしたりする役割を担う者のことです。

1-(7) キャリア教育

【現状と課題】

近年、若者の「早期離職」が社会問題となっています。このことから、すべての児童 生徒に主体的に進路を選択する能力・態度を早期に育成するとともに、発達段階に応じ てキャリア教育を推進していくことが求められています。

また、キャリア教育の一環として、児童生徒の望ましい職業観や勤労観を育成するため、職場見学・体験の充実を図る必要があります。

平戸市は、地域の基幹産業の衰退から人口減少が著しい現状です。地域と連携した職業教育を通じて将来の平戸を担う「人づくり」に取り組むことが大きな課題です。

- ①「夢・憧れ・志」を育む教育の推進
 - ・児童生徒の発達段階に応じて「夢・憧れ・志」を育む教育を推進します。特に、中学校では学業と進路について詳細計画を記述した特別活動の年間指導計画となるよう指導し、「夢・憧れ・志」を育む観点から職場見学・体験に関する事項も記述するよう併せて指導に努めます。更に、連携協定締結している大学の現役学生との交流も積極的に支援していきます。
- ②職場体験学習の充実
 - ・地域と連携して職場見学・体験の内容の充実に努め、自己の将来像を明確にさせ、よりよい円滑な人間関係をつくることができる能力も育みます。
- ③地域人材を活用した職業講話の充実
 - ・平戸市内外で活躍する本市出身の職業人を各学校に招き、職業講話を推進します。第 一次産業、第二次産業にもスポットを当てるなど、キャリア教育の普及を図ります。

【関連する事業】

- ○協働によるまちづくり支援事業
- ○大学連携推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○総務部総務課地域協働班及び各支所の地域振興課市民協働班

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	全国学習状況調査「将来の夢や目標がある」児童の割合【小学校】	85. 4%	90%以上
2	全国学習状況調査「将来の夢や目標がある」生徒の割合【中学校】	76.8%	90%以上

※用語の説明

キャリア教育

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育を表します。





中学校での漁業体験

I-2. 人権教育と健やかな心と体の育成

2-(1)道徳教育の推進

【現状と課題】

情報化の急速な進展等により、児童生徒の健やかな育ちの妨げになっている出来事が後を絶ちません。自他の生命の尊重は、何よりも重んじられなければならないことでありながら、心が痛む少年事件が頻繁に発生しており、このことは決して「対岸の火事」では済まされません。各校においては、「道徳の時間」を要としながら各教科を含め、すべての教育活動の中で、道徳教育の充実に努めることが重要です。これからも、その実現に向けて様々な取組を展開していく学校の教育活動を全面的に支援していくことが求められます。

第1期の教育振興基本計画でも、自他の生命の尊重を重視した取組が記述されており、 これまでもそのことを念頭に取組を進めてきました。道徳性の保持については、数値で は測りにくいため、意識調査を用いるなどして、その達成度を確認する必要があります。

また、あいさつや礼儀にはじまる品性を育む教育の重視は、第1期の教育振興基本計画でも掲げてありました。今後も、長崎県教育委員会が推進する「長崎っ子さわやか運動」の趣旨に沿い、あいさつや礼儀等の社会性や規範意識など公共の精神を育成する取組の継続が必要です。

- ①道徳推進教師を中心とした校内指導体制の充実
 - ・校長の学校経営方針の下、道徳推進教師を中心として、道徳教育の全体計画や年間指導計画を充実させるなど、全教職員が協力した校内指導体制を整備する取組を推進します。今後は、道徳推進教師の指導力向上に向けた研修の充実を図っていきます。
- ②「道徳の時間」の充実
 - ・新刊図書を活用しての教材開発等、各学校の工夫した取組や特色ある実践が共有化で きるよう小・中学校教育研究会道徳部会と連携して研修会の充実を支援します。
- ③「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を活用した家庭・地域との連携
 - ・「地域の子どもは地域で育てる」という気運を醸成するため、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」を実施し、道徳の授業をはじめ1週間の教育活動を家庭や地域に公開します。道徳の授業については、指導主事が参観し、指導を行うことで質の向上(指導力の向上)に努めます。





三世代交流による小学校での昔遊び

【関連する事業】

- ○教育活動支援事業
- ○図書教育充実事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○平戸警察署及び各校PTA

(「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等、学校公開について)

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	学校評価の項目中、道徳性の育成に関する達成度の平均(5段階)	3. 5	4 以上
2	「長崎っ子の心を見つめる教育週間」で道徳教育に関する教育活動 の公開率	100%	100%を維持

2-(2)人権・平和教育の推進

【現状と課題】

長崎県人権教育・啓発基本計画が策定され、平戸市においても、平成24年3月に平戸市人権教育・啓発基本計画を策定しました。本市では、人権尊重社会の実現に向け、あらゆる場において教育・啓発を推進しています。その中で、学校での人権教育の果たす役割は大きく、子どもたちに人権意識を持たせるためには、すべての教育活動を通して取り組まなければなりません。個人の尊厳と人権尊重の精神を育み、豊かな人間性を育成するためには、日々の生活・生徒指導の徹底と、道徳、人権・同和教育の充実が不可欠と考えます。そして、児童・生徒が学校生活の中から偏見やいじめに気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成が必要です。

- ①学校における人権教育の充実
 - ・道徳の時間を要として、「長崎っ子の心を見つめる教育週間」、12月の人権週間の取組 をはじめ、教育活動全体を通じて、人権・同和問題について正しい理解と正しい人権 感覚を身につけるよう人権教育の充実に努めます。
- ②教職員の人権意識の向上
 - ・人権・同和問題について、教職員の意識向上と理解を深めるための研修を行い、教職 員の資質の向上を図り、各学校における人権教育の充実につなげていきます。
- ③「8・9」平和教育の充実
 - ・8月9日の長崎原爆の日(県民祈りの日)を中心に平和集会を行います。平和集会では、戦争に関連する体験談を聞いたり視聴覚教材を活用したりして戦争の悲惨さ、生命の尊厳について学びます。

【関連する事業】

○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○県人権教育研究協議会
- ○北松地区人権教育研究協議会
- ○教育委員会生涯学習課

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	人権・平和教育担当者を位置付けている小・中学校の割合	100%	100%
2	人権・平和教育に関する全体計画を作成している小・中学校の割合	100%	100%
3	長崎原爆の日に平和学習を実施した小・中学校の割合	100%	100%
4	人権・平和教育に関する校内研修の実施率	94%	100%
5	人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合	小 93.0% 中 96.9%	継続以上

※用語の説明

長崎県人権教育 · 啓発基本計画

2006 年(平成 18 年)に本県が人権施策の指針として策定したもの。平成 24 年 2 月に改訂版を策定し、「人権が 尊重される社会づくり」を進めています。

2-(3) ふるさと教育の充実

【現状と課題】

かつて、海外交易の窓口であった本市は、その歴史的歩みから、固有の歴史と貴重な 文化遺産を数多く有しています。また、市内各地には、古来より民俗芸能が伝わり、豊 かな自然とともに、かけがえのない宝物となっています。この平戸に生まれ、育つこと の喜びを子どもたちに味わわせることは、本市の未来を拓く子どもたちに大きな希望を もたせることにつながります。

平成23年秋に開館した平戸オランダ商館や現在、世界遺産登録を目指ざしている田平 天主堂など、各地に存在する豊富な学習材を生かしながら、子どもたちが体験的にふる



国内交流(北海道 枝幸町)



国際交流(オランダ ノールトワイケルハウト市)

さとである平戸市の魅力にふれることができる環境を整える必要があります。

観光を主な産業の一つとする本市において、子どもたちが、ふるさと「平戸」の魅力を語れることが、少子高齢化による伝統芸能の後継者不足の歯止めとなり、本市の活性化につながる大きな力となります。

今後、「ひと、もの、こと」にスポットライトを当てた「ふるさと教育」を充実させる ことが課題となっています。

【今後の主な取組】

- ①「わたしたちの平戸市」(社会科副教材)の作成
 - ・学校現場の教員がチームをつくり、小学校中学年の社会科で学ぶ「ふるさと学習」に 活用するための副教材「わたしたちの平戸市」を編纂します。写真のみならず動画や 音声等を加えるなど、デジタル化の利点を生かした臨場感あふれる副教材にすること で、社会科のみならず、総合的な学習などにも役立てながら、子どもたちが平戸の魅 力を追究できるようにします。
- ②「平戸検定」ジュニアバージョンの策定
 - ・現在、大人向けに実施している「平戸検定」のジュニアバージョンを編纂し、ふるさと学習の機会とします。易しいものから、詳しい知識を要するものまで、子どもたちの興味・関心を高めながら、楽しくためになるふるさと学習ができるようにします。 定期的に検定試験を仕組むことで、子どもの興味や関心、欲求に応じた学びの成果を表すシステムを整備していきます。
- ③学校と関係機関との連携によるふるさと学習の推進
 - ・自然、歴史、伝統文化など平戸特有の文化を学習する機会を提供し、児童生徒の興味 や関心を高めるとともに専門的な知識を身に付けさせるための出前講座を開設します。
 - ・伝統芸能を披露し合う場面を設定し、「ふるさと平戸」のよさを体感できる平戸の文化 祭を開催します。
 - ・国内善通寺市・北海道枝幸町、海外中国、オランダ、台湾等と交流を深め、ふるさと の魅力を発信する機会を設定するとともに、異文化交流を体験できる仕組みを整備し ます。

【関連する事業】

- ○ICT教育推進整備事業
- ○教育活動支援事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○市小学校教育研究会社会科部会
- ○文化観光部文化交流課及び観光課

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	「わたしたちの平戸市」社会科副教材編纂	未完成	完成配布
2	「平戸検定」ジュニアバージョン実施	未完成	完成実施

※用語の説明

平戸検定

NPO法人 平戸観光ウェルカムガイドが実施する平戸の文化や自然、歴史についての検定試験のことです。

2-(4) 主体的な読書活動の推進

【現状と課題】

子どもの読書活動は、読解力や理論的思考力、想像力などを培い、たくましく生きる力や豊かな感性・情操を育む上で、重要な活動となります。そのため、学校図書館は人が集い、知の泉にあふれ、学びに夢中になる場所でなければなりません。

平成21年度からの学校図書館支援員配置事業に伴い、魅力あふれる学校図書館づくりが進み、本市児童生徒の読書量は高いレベルにあります。今後は、各学校図書館の蔵書率を上げながら、子どもの読書の質を高めていくことが重要です。また、家庭読書を含め、子どもたちの主体的な読書の幅を広げていくことが課題となっています。

平戸市未来創造館(平戸図書館)の開館に伴い、学校図書館と市立図書館の連携を進める中で、どのようにして子どもの主体的な読書活動を進めていくか、その支援の在り方が求められています。

【今後の主な取組】

- ①子どもの読書活動を推進する機会づくり
 - ・朝の読書活動等の継続及び子ども読書の日や読書週間を生かした特色ある読書推進活動を図るなど児童生徒が自主的に読書に親しむ機会を提供することで、知を獲得し、 偉人の生き方に学ぶなど、子どもの頭と心を耕します。
- ②子どもの読書活動を支える学校図書館づくり
 - ・各学校図書館における図書蔵書率を高め、子どもの読みたい本、子どもに読ませたい本を整備し、子どもが自主的に読書に親しむ環境をつくります。
 - ・学校図書館支援員事業を継続するとともに、ボランティアの育成と活用を図り、人と 人のふれあいを通した温もりのある魅力的な学校図書館をつくります。
- ③学校図書館と市立図書館の連携づくり
 - ・平戸市未来創造館(平戸図書館)を核とした市立図書館と学校図書館を結ぶネットワークを構築します。市内にある蔵書を一元的に管理することで、子どもたちが求める図書の検索や学習に役立つ資料の検索に柔軟に対応できるシステムの構築を図ります。
 - ・学校図書館と市立図書館の連携を深めることで、生涯にわたって読書に親しむ人づくりを推進します。

【関連する事業】

- ○図書教育充実事業
- ○学校図書館支援員配置事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○市内各学校、幼稚園及び保育所(園)
- ○教育委員会生涯学習課



小学校での読み聞かせ

- ○平戸市未来創造館(平戸図書館)
- ○永田記念図書館及び公民館図書室
- ○図書ボランティア及び各種市民団体

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	学校図書館標準冊数整備状況(%)	80%	90%
2	市立図書館(室)の図書の児童生徒一人あたりの貸出冊数	10 冊	15 冊

※用語の説明

学校図書館標準冊数

公立義務教育諸学校に整備すべき蔵書の標準として文部科学省が定めたものです。





学校図書館支援員事業を活用した魅力ある学校図書館

2-(5)学校体育の推進

【現状と課題】

体力・運動能力調査において、反復横跳びや 20mシャトルラン・持久走においては、 小中学生男女とも、全国や県の平均を上回っている学年が多くなっています。それに対 して、上体起こしと長座体前屈では、ほとんどの学年で県や全国の平均を下回っており、 平戸市においての最重要課題であると言えます。

体育の授業については、「楽しい」と感じる児童生徒の割合が学年によって 40%台から 80%台まで分布しています。「楽しい」と感じることのできる授業づくりに取り組む必要 があります。

- ①児童生徒の全国体力・運動能力調査、運動習慣等調査の活用
 - ・調査結果をもとに各学校「体力向上アクションプラン」を作成し、体力向上や運動習慣の定着を図ります。
- ②保健体育授業の充実
 - ・保健体育授業を充実させるため、小中学校とも、文部科学省から各種資料が配布され

ています。楽しみながら体力や運動能力を向上できる内容となっていますので、それら資料の有効活用を図ります。

③運動部活動の充実

・県が主催する、各種運動部活動の指導力向上研修会への参加を勧め、指導者の資質向上を図ります。

【関連する事業】

- ○中学校スポーツ振興事業
- ○小学校陸上競技大会委託事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○県教育庁体育保健課学校体育班

【月指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	体育科授業を「楽しい」と感じる児童生徒の割合	46.9~	各学年5%
Ľ		86.5%	アップ
2	長座体前屈の結果	全学年全国	目標値 各学年5%
~		平均以下	平均以上

※用語の説明

20mシャトルラン

20m間隔の平行線の間をリズムに合わせて往復し、何回走ることができるかを数える持久力についての体力テストです。リズムは1分ごとに速くなっていきます。

体力向上アクションプラン

「長崎県児童生徒体力・運動能力調査」等における自校の結果の考察をもとに、各学校における課題を明確にし、 平戸市教育委員会の取組方針を受けて作成した、体力向上のためのプランです。

2-(6)健康教育の推進

【現状と課題】

日常生活において、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。子どもたちは、食の安全性の問題やPM2.5による大気汚染の深刻化、感染症ウイルスの発生など、常に健康被害を引き起こす環境に包まれて生活している状況です。また、生活様式の変化に伴う運動不足は、子どもの耐性や精神面の弱さを生むばかりでなく、生活習慣病を引き起こすリスクをはらんでいます。

学校における健康診断等を通して、自分の体や心の状態を知ることは、健康な生活づくりの第一歩です。また、保健体育の学習を通して、子どもたちは、健康の大切さについての認識を深め、たくましい体と心を育みます。健康であることは、生きることの基盤です。変化の激しい時代の中にあって、自分の健康を自分で守ることができる子どもの育成が求められているのです。そのためには、学校と家庭、地域が手を取り合うことが大切です。子どもの健康を守り、子ども自身に健康の大切さを実感させるとともに健

康に生きる生活のあり方を身に付けさせ、健康教育の推進を図ることが課題となっています。

【今後の主な取組】

- ①学校における健康教育の充実
 - ・毎年、定期的に実施する健康診断の意義を児童生徒に理解させるとともに、健康診断 の結果を把握、分析し、今後の自分の生活につなげていくことのできる子どもを育成 します。
 - ・歯と口の健康週間や眼の愛護デーなど、保健行事を体験的に学び、体のしくみを理解 するとともに、健康の大切さについて考え、実践できる場を設定することで、学校に おける健康教育の推進を図ります。
 - ・人と人とのふれあいの場を確保しながら、保健相談や教育相談体制を整備し、児童生 徒が安心かつ安定した学校生活を送れるようにするとともに、健やかで豊かな心の育 成を図ります。
- ②学校と関係機関が連携した健康教育の推進
 - ・子どもの健康の様子について適切に情報を交換し合う場として、学校保健委員会や講演会などを開催します。学校と家庭が連携して子どもの健康を守るしくみを整えます。
 - ・市の保健センターや県北保健所等からの情報を生かし、地域と連携し合って病気の予防と対策、早期発見、早期治療に努めます。
- ③学校体育との連動による健康教育の推進
 - ・家庭や地域と連携して、夏のラジオ体操や地域のスポーツ大会等、進んで参加できるしくみと環境を整え、健康な体と心づくりに積極的に取り組む子どもの育成を支援します。

【関連する事業】

- ○児童健康管理事業
- ○生徒健康管理事業



平戸市学校保健会研究大会

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○保健センター健康づくり推進班
- ○県北保健所健康対策班
- ○県体育保健課健康教育班

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	5歳児のむし歯保有率(%)	71.6%	65%以下
2	中学2年生のむし歯保有率(%)	33.8%	25%以下

2-(7)食育の推進

【現状と課題】

「食育は生きるうえでの基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるもの」と食育基本法(平成17年制定)で謳われています。生きる源となる食の大切さを受け、本市においても、「平戸市食育推進計画」(平成22年)を策定し、児童生徒の肥満や食習慣の改善を図る取組を進めてきました。

近年、食物アレルギー等、食のもつ問題や危険性も指摘され、食に対する正しい知識や食を自ら選択する力の習得も求められています。その中で、児童生徒が毎日食する「学校給食」は、食育を推進する上での「生きた教材」として、その重要性が増しています。また、野菜等の栽培活動、家庭科学習における調理実習など、子ども自らが体験的に食とふれあう活動を通して、食への関心も高まっています。

今後、学校給食をはじめ地産地消の拡充を図りながら、学校、家庭、地域が連携を取り合って、健全な食生活を実践することができる子どもを育成することが課題となっています。

【今後の主な取組】

- ①正しい知識と食習慣を育む「食育」の推進
 - ・学校給食を「生きた教材」として、食事の大切さだけでなく、食事のマナーや食材の 流れ、食にかかわる人の思いや感謝の気持ちを育み、正しい知識と望ましい食習慣を 身に付けた子どもを育成します。
 - ・給食週間や毎月19日の「食育の日」などを活用し、食にかかわる人とのふれあいや食づくりなど、体験的に食を学ぶ場を設定することで、学校における食育の推進を図ります。
- ②栄養教諭等との連携による食育指導体制の整備
 - ・市内に配置されている栄養教諭及び学校栄養職員を核とした食育ブロックを設定し、 児童生徒が学校給食等を通して、食の大切さを学ぶことができる場を設定します。ま た、「早寝早起き朝ごはん」のスローガンのもと、保護者や地域に食の専門的な立場か ら、栄養教諭等がかかわり、家庭や地域と連携した食育指導体制を整備します。
- ③学校と関係機関との連携による食育の推進
 - ・米作りや野菜作り、お魚教室など地域の人材を生かした学びの場づくりを支援すると ともに、食にかかわる人の思いや感謝の気持ちを育みながら、生きる源となる食とか かわる子どもの育成を図ります。
 - ・保健センターが組織する食育推進会議等との連携を図り、地元の食材を使ったアイデア料理コンテスト等、楽しみながら食の大切さを学ぶ取組を進めます。

【関連する事業】

- ○児童健康管理事業
- ○生徒健康管理事業
- ○学校給食管理運営事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○学校給食共同調理場

- ○保健センター健康づくり推進班
- ○産業振興部農林課及び水産課

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	児童生徒の朝食摂取率(%)	92.3%	100%
2	学校給食における地場産物使用の割合(%)	70.8%	75%

※用語の説明

地場産物

その土地で収穫される農作物や水産物などの食材のことです。



栄養教諭による食育指導

Ⅰ−3. 信頼される教育の確立

3-(1) いじめ・不登校対策の推進

【現状と課題】

不登校の児童生徒の状況として、平成21年度をピークに減少しているとはいえ、平成24年度は30名、平成25年度は26名、平成26年度は22名と、未だ20名を下回ることはありません。発生率も小学校でこそ0.13%と1%をきっているものの、中学校で2.04%と平成21年度以降ここ6年、2%をきることができないのが現状です。家庭の養育力の低下など家庭環境に起因するものや、精神疾患の疑いなど、子ども自身では解決できない事例が増え、学校だけの力で改善をすることが難しい状況となっていますので、解決に向けて各機関との連携の在り方が課題となっています。

【今後の主な取組】

- ①学校と外部機関との連携の推進
 - ・校内だけの支援・対策では難しいケースが年々増加しています。外部の方の協力を得、 不登校対策委員会の設置を行います。地域や家庭との連携をさらに強化します。
- ②人的支援の保障
 - ・県配置によるスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW) の確保に努めます。それぞれの立場から、子どもや保護者に対する支援を行う体制づ くりを、より強固なものになるよう推進します。
 - ・平成29年度以降、市配置によるスクールソーシャルワーカーの新規事業を目指し、その体制づくりを推進します。
- ③適応指導教室の強化
 - ・指導員2名体制による支援を継続・維持し、自然体験活動やものづくり、地域の方との交流事業に積極的に取り組みます。また、学校との連携にも重点を置き、不登校児童生徒の学校復帰を目指します。

【関連する事業】

○適応指導教室運営事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○市民福祉部福祉課子育て支援班

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	市内各小・中学校における年間 30 日以上の欠席率(不登校率)	0. 87%	0. 50%以下

※用語の説明

スクールカウンセラー

心理療法や心理検査等を通して、児童生徒本人の抱える心の問題を改善・解決していく県教育委員会が委嘱した 心理の専門家です。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭地域の支援ネットワークを築 く県教育委員会が委嘱した福祉の専門家です。

3-(2)安全教育の推進

【現状と課題】

学期ごとの安全点検と年度中に複数回の避難訓練を行うことが義務付けられています。 災害の種類の多様化に伴い、避難訓練について、これまでは火災を対象とする訓練が主 でしたが、近年では地震や不審者等への対応も求められるようになっています。さらに は、玄海原子力発電所から 30 k m圏内の学校においては、その訓練も取り入れることと なり、学校の実情に応じた時期・内容を精選する必要に迫られています。

【今後の主な取組】

- ①学校安全計画の整備・充実
 - ・安全管理マニュアルの見直しを毎年行うとともに、施設設備の再点検にも重点を置きます。避難訓練にも工夫を凝らし、火災体験のみに終わらず、不審者対応や地震・津波対応、さらには原発対応など時宜に応じた内容の訓練を行います。
- ②通学路の安全確保の徹底
 - ・交通安全プログラムの策定により、市内7ブロックに別れた通学路点検をもとにして、 3年に一度の市内一斉通学路点検を行います。その際、道路管理者(県北振興局田平 土木事務所や市建設課)、警察との合同により、子どもの通学時の安全指導を推進しま す。
 - ・県配置によるスクールガード・リーダーを有効に活用するために、各学校や地域ごと の交通安全指導員等の活動を、より活性化するよう指導します。

【関連する事業】

○地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○通学路交通安全推進連絡会
- ○総務部地域協働課危機管理班(防災訓練等安全管理管轄課)
- ○建設部建設課維持補修班及びまちづくり課ふるさと景観班 (通学路交通安全推進連絡会委員)

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	年度ごとの各学校の通学路安全点検実施率	1	100%

※用語の説明

スクールガード・リーダー

学校や通学路等を定期的に巡回し、警備のポイントや学校の安全管理について、改善すべき点などを具体的に指導・助言するほか、スクールガードに対する指導を行う県教育委員会が委嘱した防犯の専門家です。

3-(3)教員の資質と指導力の向上

【現状と課題】

児童生徒にとって教員は大きな影響をもつ教育環境です。よって、教員の資質向上は 重要な課題です。

教員の資質向上を図るため、これまでも様々な研修会を実施したり、各学校を訪問して指導を行ったりしてきましたが、更に充実した計画的・継続的な研修の実施が必要です。

また、多様化する社会状況の変化から、情報教育等、学校現場の新たな課題に対応していくため、教員一人ひとりが家庭や地域から信頼されるよう実践的な指導力を備えているなど、資質能力の向上が求められます。

【今後の主な取組】

- ①校内研修・現職教育の充実(児童生徒の学力を高める基盤づくり)
 - ・各学校の校内研修の充実を図り、教職員自らの資質向上を支援します。 また、各学校に服務規律委員会の設置を義務づけ、教職員の使命感及び倫理感、法令 遵守意識を高める現職教育の充実についての指導を徹底し、結果、不祥事 0 (ゼロ) を目指します。
- ②各種研修会の実施
 - ・年間を通じて管理職員から臨時的任用教員まで経験や職務に応じた各種研修会を実施 します。また、その内容の充実を図ります。





臨時的任用教員研修会

③学校訪問指導の充実

・定例学校訪問や諸帳簿点検訪問等、全学校の訪問指導を行い、学校の教育課題の実態 把握と是正を行います。また、学校現場のニーズに応じた指導を行うため、指導主事 を積極的に各学校に派遣し、継続的な支援を行うことで、教職員個々の指導力向上を 図ります。

④指定研究の推進

・小学校2校、中学校1校を平戸市教育委員会指定研究校とし、時勢の教育課題を反映 したテーマを設定しての実践研究を行い、予算措置を含め研究の支援を行います。

【関連する事業】

○教育活動支援事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○長崎県教育委員会

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	年2回以上、定例や諸帳簿点検等、学校訪問指導の実施率	100%	100%を維持

3-(4)学校評価の実施

【現状と課題】

学校における教育効果を向上させるためにはPDCAサイクルに基づいた教育活動を展開していくことが大切です。そのために、各学校では、取り組んできた活動をふり返り、成果と課題及び改善策を含め、次の活動につなげていくための「学校評価」を実施しています。

「学校評価」には、学校の教職員で行う「自己評価」と保護者、学校評議員、地域住 民など学校に関係する者が行う「学校関係者評価」、及び学校とその設置者が実施者とな り、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者が行う「第三者評価」がありま す。

学校、保護者、地域、専門家など、「子どものために」をキーワードとして、いろいろな角度から、学校のあり方、教育活動の進め方を見つめ直し、よりよく改善していくことは、次代を担うたくましい子どもの育成につながるとともに、学校を核とした地域コミュニティーの形成につながります。

学校の教育活動を見える化し、地域の力を学校に取り組むために、より具体的で効果的な「学校評価」を体系的に実施していくことが課題となっています。

- ①「自己評価」の実施
 - ・定期的に全職員で、学校の教育活動全体を見直します。成果と課題を明確にしながら、 十分でないところは、何が足りなかったのかを分析し、新たな活動につなげていくこ とで、学校を活性化し、魅力ある学校づくりを推進します。
 - ・児童生徒にも同様に、学校の教育活動について振り返る場面を設定し、過ごしやすく、 生き生きとした学校づくりを目指します。
- ②「学校関係者評価」の実施
 - ・子どもを学校に預けている保護者や学校にかかわりのある地域の方々を対象に学校の教育活動全般について、評価をしていただく機会(学校支援会議等)を設定します。家庭での子どもの姿、地域での子どもの姿を通して、学校の教育活動を見ていただき、成果と課題を明確にしながら、十分でないところは、何が足りなかったのかを分析します。学校だけではなく、保護者、地域と力を合わせて、新たな教育活動をつくりあげ、魅力ある学校づくりを推進します。
- ③「子どもの心を見つめる教育週間」の実施
 - ・6月~7月にかけて、市内全小・中学校において約1週間程度、学校を公開して「子 どもの心を見つめる教育週間」を実施します。全学年が道徳の授業を実施し、子ども

の姿をより多くの方々に見ていただくことで、さらに魅力ある学校づくりを目指します。

【関連する事業】

○教育活動支援事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会生涯学習課(各PTA、学校支援会議等)
- ○各地区公民館(区長会、民生委員等)
- ○各地区青少年健全育成会

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	学校関係者評価の実施率	100%	100%を維持
2	学校支援会議の実施率	100%	100%を維持

※用語の説明

学校支援会議

一学校区の教職員、保護者、地域の方々の代表が集まり、学校の目標を共有して、協議・協働する組織のことです。

3-(5)学校施設等整備の充実

【現状と課題】

学校施設は、子どもの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は大変重要となっており、このことからも構造体に併せて非構造部材の耐震対策を推進する必要があります。

また、老朽化が著しい学校施設等について、平戸市立学校等適正規模・適正配置基本方針に基づき、進渉状況を見極めながら、学校等施設整備計画に必要な見直しを加え、環境整備を図る必要があります。

- ①学校施設の耐震化
 - ・総合計画実施計画及び学校等施設整備計画に基づき、構造体の平成27年度までの耐震 化完了及び早期の非構造部材耐震対策を行います。
- ②学校等施設整備計画の見直し
 - ・平戸市立学校等適正規模・適正配置基本方針及びその進渉状況に基づく学校等施設整 備計画の見直しを行います。
- ③学校施設等の老朽化対策
 - ・校舎、屋内運動場、グラウンドその他学校施設等の老朽化に伴う、増改築、大規模改 造等を行います。

④余裕教室の活用

・児童生徒数の減少により生じた余裕教室を、地域の実情やニーズに応じて、放課後児 童クラブ、社会教育施設等に有効利用を行います。

【関連する事業】

- ○耐震改修事業
- ○大規模改造事業
- ○屋内運動場非構造部材耐震化事業
- ○屋外教育環境整備事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○財務部企画財政課契約管財班
- ○建設部建設課維持補修班、道路建設班及びまちづくり課建築営繕班

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	学校施設の耐震化率	91. 4%	100%

3-(6) 学校給食環境の充実

【現状と課題】

学校給食調理場は、地場産物の使用や、郷土食、行事食の提供により、地域の文化や 伝統に対する理解向上の一端を担うとともに、日々衛生管理の徹底に努め、安全安心の 給食を提供しています。

現在、市内には、6か所の学校給食調理場があり、調理をはじめとする業務全般を民間業者等に委託して運営していますが、通常業務に加え、緊急対応など、調理場間に相違が見られるため、統一した運用が求められています。

また、度島調理場については、平成25年度から民間業者への委託となりました。委託 業者間の給与格差については、正規職員の減少や公社の事務局経費の見直しを要請する ことで、経費削減に努めました。

今後は、委託業者の統一や調理場の集約の検討と併せて、学校との連携強化を図ることで、より一層の安全安心の給食の提供が必要となってきています。

- ①学校給食調理場と学校の連携強化
 - ・アレルギー対応や異物混入に係るマニュアルを作成し、学校、給食調理場、保護者及び教育委員会が情報の共有を図り、共通認識を持つことができるよう調整を図ります。
- ②給食費未納対策の取組
 - ・法的措置を視野に入れた滞納対策を実施し、特に現年度の給食費については、納期内 納付の徹底を図ります。併せて過年度分の滞納の解消に努めます。

③契約(申込)制度の導入

・給食費滞納対策の一環としての保護者の納付意識の啓発及び民事上の契約行為の成立、また保護者に食育等学校給食の重要性を再認識していただくことを目的として、 契約制度を導入します。

④学校給食調理場の集約等

・離島を除く学校給食調理場の集約及び委託業者の統一を検討し、平戸市立学校等適正 規模・適正配置基本方針の中に盛り込みます。

【関連する事業】

- ○学校給食設備整備事業
- ○学校給食管理運営事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○財務部税務課総務徴収班
- ○各小中学校
- ○医療機関



給食センターの調理風景

【目指す成果指標】

No.	指標•內容	H26 基準値	H31 目標値
1	異物混入件数	48 件	30 件以下
2	学校給食費の現年度収納率	99. 4%	100%
3	委託業者数	4 社	1 社

3-(7) 就学支援体制の充実

【現状と課題】

本市における小中学校及び幼稚園への就学等において、経済又は交通状況等により困難となる保護者負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資するため、下記事業等対策を講じ、就学支援体制の充実に努めています。

- ①遠距離等児童・生徒通学費の補助
 - ・片道の通学距離が小学校 4 km 以上及び中学校 6 km 以上ある等の要件を満たす児童生徒の保護者を対象に補助金を交付します。

- ②スクールバスの運行及びスクールボートの運航
 - ・公共交通機関が乏しく、学校統廃合等により通学に支障をきたしている地域の児童生 徒を対象に、スクールバスの運行及びスクールボートの運航を行います。
- ③要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給
 - ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は準要保護者に対し、必要な扶助を行います。
- ④特別支援学級就学奨励費の支給
 - ・特別支援学級在籍児童生徒の保護者のうち、経済的負担の軽減が必要である者を対象 に、国の基準に沿って必要な扶助を行います。
- ⑤幼稚園就園奨励費の補助
 - ・私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する私立幼稚園 就園奨励費補助金を、国の基準に沿って交付します。
- ⑥奨学資金の貸付
 - ・経済的理由により、就学が困難な者に対し、必要な学資を貸与します。また、社会情勢の実態に添って見直しを図ります。

【関連する事業】

- ○就学対策事業
- ○スクールバス・ボート運行事業
- ○幼稚園就園奨励事業
- ○奨学資金貸付事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○市民福祉部福祉課生活福祉班及び市民課戸籍住民班
- ○財務部税務課住民税班

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	奨学金貸与人数	17人	20 人
2	奨学金収納率	78.9%	85%

3-(8)情報教育環境の充実

【現状と課題】

情報通信機器の目覚ましい進歩が続くなか、学校教育においても、ICTを効率的に活用して分かりやすい授業を展開し、児童生徒の学力向上を図るとともに、これからの高度情報社会に対応できる資質や能力を育むことが重要となります。

本市においては、「1-(2) ICTを活用した教育の推進」を図るため、情報教育環

境の充実に取り組んでいます。

【今後の主な取組】

- ①児童生徒及び教師用パソコンの整備
 - ・児童用として、各校最大学級児童数2人に1台、生徒用として、各校最大学級生徒数1人に1台、教師用として、教師1人に1台のノートパソコン整備を行い、更新し運用するものです。
- ② I C T教育推進のための環境整備
 - ・市内全小中学校を対象として、大型デジタルテレビ、教師用タブレットPC、電子黒板機能付きプロジェクターを整備するとともに、年次計画を立てながら、児童生徒用タブレットPC、デジタル教材等を整備していきます。

【関連する事業】

- ○情報教育環境整備事業
- ○ICT教育推進整備事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○総務部行革推進課広報情報班

【月指す成果指標】

 	11日 9 以来1日示』					
No.	指標・内容	H26	H31			
NO.	1月1米 - トメル	基準値	目標値			
			①大型デジタルテレビを各学級に 1 台設置			
	ICT機器の整備		②教師用タブレットPCを各学級に1台配置			
			③電子黒板機能付きプロジェクターを各校2学級に1台設置			
'		「日の日機器の発達		④児童生徒用タブレットPCを各校最大学級生徒数1人に1		
				台配置		
				⑤タブレットPC運用システムを整備		
	-* \\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		①デジタル教科書の導入			
2	デジタル教材の整備		②学習コンテンツサイトの作成			
3	ICT支援員の配置		ICT支援員を雇用し、市内各校へサポート支援			

重点目標Ⅱ

- 地域を担う人づくり -

生涯学習と地域の課題解決を目指す社会教育の推進

Ⅱ-1. 生涯学習・社会教育の充実

1-(1)人権教育の推進

【現状と課題】

社会環境の変化により、人権問題は多様化・複雑化の一途をたどっています。特にスマートフォンの普及もあり、メディアによる人権問題が若年化、深刻化しています。 基本的人権が尊重される社会を実現する担い手は、地域・社会に暮らすすべての人々であり、一人ひとりが互いの人権を尊重し、共存の重要性について理解を深め、多角的、多面的な視点から人権感覚を磨き、態度や行動に反映していく必要があります。

【今後の主な取組】

- ①人権教育研究大会の実施
 - ・市民の人権意識向上に資するため平戸市人権教育研究大会を開催します。
- ②メディア安全指導員の活用
 - ・メディアに関する講演会、講習会等の開催を推進します。
 - ・指導員の養成及び情報交換やスキルアップの支援をします。

【関連する事業】

- ○人権教育推進事業
- ○生涯学習推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会学校教育課
- ○総務部総務課行政班
- ○北松地区人権研究協議会



平戸市で開催された県公民館大会

	No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
Ī	1	平戸市人権教育研究大会参加者数	118 人	150 人
	2	メディア安全指導員の活用件数	11 件	30 件

※用語の説明

メディア安全指導員

長崎っ子のためのメディア環境協議会が実施した「メディア安全指導員養成講座」を修了した指導員で、子どもたちを取り巻くメディア(ゲームやケータイなど)の現状と、これらが引き起こす生活リズムの乱れやメディアへの依存、被害などについて大人・親の対応方法を指導する人です。

1-(2) 自ら学ぶ意欲づくり

【現状と課題】

生涯学習社会を実現させるためには、市民一人ひとりがまず「学ぶ」という意識を持つことが必要ですが、仕事や家庭など、なかなか自分の時間がなく学習できない人や、 学習から縁遠い人も少なくありません。

潜在している市民の学習意欲をいかに顕在化させていくか。また、趣味などの関心を持つ分野だけではなく、社会や地域の課題に関連する様々な分野でいかに学習意欲を持たせるか、住民同士がお互いに学びあって「ふれあいのある地域社会づくり」を目指すなど、社会教育としての課題もあります。

【今後の主な取組】

- ①普及啓発事業の推進
 - ・生涯学習広報誌「まなぶ君」を発行します。
 - ・学習意欲を顕在化していくための啓発を推進します。
- ②学習者支援制度の充実
 - ・学習者に対する支援策を講じることによる学習活動を促進します。
 - ・リーダーとなる人材の育成を支援します。

【関連する事業】

- ○人権教育推進事業
- ○生涯学習推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○ながさきまなびネット(県教育庁)



生涯学習講演会

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	生涯学習講演会受講者数	370 人	500 人

1-(3)生涯学習基盤・学習機会の充実

【現状と課題】

市民の生涯にわたる学習を支援するためには、ハード・ソフト両面での充実も欠かせません。学校教育、家庭教育、社会教育が連携しながら、教育・文化・スポーツなどと併せて、健康づくりや福祉教育、国際交流の推進、職業能力の向上など、あらゆる分野での学習機会を設け、市民の自主的な学習活動を促進する必要があります。

社会教育では、各公民館における講座等で時代に合った魅力的な講座の開催に努め、 また地域やサークルでの集まりには出前講座として積極的に講師を派遣するなど、あら ゆる世代、あらゆる団体の学習ニーズに対応できるよう学習機会の充実を図る必要があ ります。

【今後の主な取組】

- ①学習施設・設備の充実
 - ・各施設の整備に努め、効率的に運用を行います。
 - ・設備の適切な維持管理に努めます。
 - ・自治公民館の施設維持補修に対する支援を行います。

②社会教育の充実

- ・公民館・図書館を中心に講座・教室等を開催します。
- ・市民が自主的に学習する場の提供に努めます。
- ・市立公民館を単位として地域の課題解決に導く社会教育を推進します。
- ・地域色豊かな学習機会の拡充を推進します。
- ・時代的、社会的課題に対応した学習機会を提供します。
- ・地域間、世代間の活動交流を推進します。

【関連する事業】

- ○公民館講座開催事業
- ○公民館管理運営事業
- ○自治公民館整備事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○ながさき県民大学(県教育庁)



公民館サークル



公民館講座

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	生涯学習まちづくり出前講座(市民編)開催数	71 回	100 回
2	公民館講座数	54 講座	60 講座

1-(4)指導者などの人材育成・確保

【現状と課題】

市民の学習を支援するためには、指導者の果たす役割は重要であり、幅広い分野で、 専門的な指導者の育成や確保が必要です。急速な技術革新や情報化、グローバリゼーションなど社会は大きく変化しています。それに伴い指導者にも新しい技術が必要とされることも多くなってきています。

これまで養成してきた人材を活かしたネットワークが構築されていません。地域に埋むれた指導者を発掘し、養成することで人材を確保する必要があります。

また、ボランティアの養成・確保も市民の学習活動を支える重要な柱です。学校支援ボランティアや図書館ボランティア、観光ボランティア、福祉ボランティアなど、様々な分野で市民に活躍の場を提供する必要があります。

【今後の主な取組】

- ①生涯学習人材バンクの整備
 - 一般の市民を生涯学習出前講座市民編講師として派遣します。
 - ・出前講座を中心に地域の生涯学習人材バンクの整備に努めます。
- ②指導者の研修機会促進
 - ・指導者に求められる専門知識の習得支援に努めます。
 - ・過去の経験や知識だけに頼らない指導への情報等の提供に努めます。
- ③生涯学習ボランティアの育成
 - ・市民と協働のまちづくりのためのボランティアニーズバンクを作成します。
 - ・ボランティアニーズに対応できる人材を養成します。
- ④次代を担うリーダー等の育成
 - ・リーダー等の発掘、研修、育成に努めます。

【関連する事業】

- ○人権教育推進事業
- ○生涯学習推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○市民福祉部福祉課(介護支援ボランティアポイント制度)
- ○ボランティアセンター(社会福祉協議会)

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	生涯学習講演会受講者数	370 人	500 人

1-(5)学習成果の評価と活用

【現状と課題】

市民が学んだ学習成果が個人の中で完結するのではなく、持てる能力を発揮してもらうことで、市民との協働のまちづくりにつながるものですが、市民の一部の方が活動されているに過ぎません。

市民が学習した成果を適正に評価することが重要であり、生涯学習パスポートの発行やまちづくり表彰制度など評価体制を充実させるとともに、公民館まつりや文化まつりなど学習成果を発表する機会を設けることにより、外に活かすという意識を高揚する必要があります。

【今後の主な取組】

- ①学習成果評価体制の充実
 - ・市民の学習成果を評価する制度として、「生涯学習パスポート」を推進します。
- ②生涯学習発表機会の充実
 - ・公民館まつりでの発表機会を設けます。
 - ・平戸市民生涯学習講演会を活用し、発表の機会の設定をします。
 - ・公民館講座、出前講座の講師等にも、市民を積極的に登用します。
- ③学習成果の活用
 - ・各地域において、学習成果の活用による協働のまちづくりを推進します。

【関連する事業】

- ○公民館まつり
- ○少年の主張大会
- ○生涯学習推進事業
- ○公民館大会
- ○公民館講座開催事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○総務部地域協働課(コミュニティ推進事業他)

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	生涯学習パスポート奨励証表彰者数	21 人	30 人

1-(6)公民館活動の充実

【現状と課題】

公民館は、生涯学習社会を支える重要な社会教育施設ですが、時代にあった講座内容

の見直しが不十分なため、利用客の減少、固定化、高齢化が進んでいます。

また、市民の多様な学習ニーズに応え、地域創生に向けた地域課題解決のためには、 住民が望む学習機会や情報提供を多様な講座等で提供し、地域を支える人材育成を行い、 地域活動支援を進めていかなければなりません。より地域に密着し、スピード感を持っ て柔軟な対応をするために、地域コミュニティの進展と合わせて公民館長を民間から登 用する必要があります。

【今後の主な取組】

- ①講座の充実
 - ・市民の多様な学習ニーズに対応し、地域の独自性に沿った講座の充実に努めます。
 - ・講座内容の見直しと、市民講師を活用するなど住民参加を推進します。
- ②生涯学習支援
 - ・社会教育の拠点として、ネットワークを生かした学びの場を提供します。
 - ・市民の日常の課題についても、社会教育機関としての相談機能の充実を図ります。
- ③高齢化社会への対応
 - ・高齢者の社会参加を促すための公民館活動の推進をします。
- ④地域支援
 - ・ボランティア団体等の地域グループによる活動支援を行います。
 - ・公民館が地域での情報交換、交流の場となるような多様な機能の充実を図ります。
 - ・人材育成を柱とした自治公民館活動への支援を行います。

【関連する事業】

- ○読書推進事業
- ○平戸学推進事業
- ○スポーツ推進事業
- ○青少年健全育成事業
- ○少年自然体験交流事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○総務部地域協働課
- ○文化観光部文化交流課
- ○自治会
- ○老人クラブ
- ○体育協会等

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	公民館利用者	13 万人	13 万人

1-(7)図書館サービスの充実

【現状と課題】

平成27年8月に未来創造館の開館に伴い平戸図書館がリニューアルされ、平成28年度には大島公民館も新築となり、市内2図書館、4公民館図書室の整備が完了します。

平戸図書館は施設や蔵書数が充実したことにより、中央図書館としての情報拠点となって、まちづくりや市民の生涯学習を支える図書館としての役割が期待されています。 より一層、市民の声に真摯に耳を傾け、市民の暮らしに役立つ図書館をめざした運営をしていくことが大切です。

また、各図書館・公民館図書室・学校図書館は図書館システムでつながれていますので、市内全域へ細かなサービスを届け、市民が十分に図書館を利活用できるようにしなければなりません。さらに、学校とは配本の仕組みがなく効果的な運用ができていない状況であり、学校図書館支援員を含む学校関係者との連携を深め子ども読書活動を推進するしくみを整える必要があります。

【今後の主な取組】

- ①地域に根ざした図書館サービス
 - ・市民が幅広く情報を得られるように書籍、新聞雑誌、映像資料、地域・行政資料など の収集・保存を行います。
 - ・地域のすべての人々に、それぞれが必要とする資料・情報の提供をします。
 - ・地域や利用者の課題解決の支援ができる体制を整備します。
- ②図書館の文化活動促進・場としての図書館
 - ・文化交流の場として利用される講座や講演会、映画上映会、おはなし会等を開催します。
 - ・資料展示、行事、集会などの各種イベント・交流会等を開催します。
 - ・利用者にとってより快適な雰囲気を提供するため職員研修を実施します。
- ③各種機関との「連携」による図書館サービス
 - ・ 高度化、多様化する住民の要求に対応するため、他の図書館や行政部局、各種団体などの関係機関との連携、協力を推進します。
 - 「地域の教育力を高める」という観点からの支援を実施します。

【関連する事業】

- ○図書購入事業
- ○読書推進事業
- ○絵本はじめましてブックスタート事業
- ○すみずみまで本を届ける事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会学校教育課
- ○文化観光部文化交流課
- ○保健センター
- ○松浦史料博物館
- ○島の館



ブックスタート

- ○図書館友の会
- ○子ども読み聞かせ連絡協議会

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	登録者	5, 280 人	10,000 人
2	貸出資料数	94, 935 点	300,000 点
3	貸出資料密度(人口1人当たり貸出点数)	2.8 冊	10 m
4	予約受付件数	1, 485 件	3,000件
5	参考業務(レファレンス)受付件数	448 件	1,000件

※用語の説明

貸出資料密度(人口1人当たり貸出点数)

貸出冊数÷人口

参考業務(レファレンス)

図書館業務の一つで、利用者の求めに応じて適切な文献に基づいて回答したり助言を与えたりすること。



読み聞かせ



未来創造館COLAS平戸 開館



平戸図書館

Ⅱ-2. 青少年の健全育成・家庭教育の支援

2-(1) 家庭・学校・地域の連携強化

【現状と課題】

子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要があります。

そのため、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校・家庭・ 地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化 を図ることが必要です。

【今後の主な取組】

- ①学校を核とした地域力向上
 - ・学校を核として地域の特色を生かした 事業を展開します。
 - ・地域の将来を担う子どもたちを育成し、 地域コミュニティの活性化に努めます。
- ②ココロねっこ運動の取組
 - みんなで子どもを育てる「ココロねっ こ運動」をさらに推進します。
 - ・ココロねっこ運動指導員の養成及び情報交換やスキルアップの支援を行います。



将棋教室

【関連する事業】

- ○放課後子ども教室推進事業
- ○青少年健全育成事業
- ○学社融合社会教育推進事業
- ○公民館講座開催事業
- ○学校支援会議

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会学校教育課
- ○自治会
- ○市PTA連合会



PTAカルタ

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	放課後子ども教室開催数	4 か所	6か所

※用語の説明

ココロねっこ運動

子どもが心豊かに成長していくには、多くの大人との関わりが必要です。子どもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動です。

放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、 子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進するものです。

2-(2)相談体制の整備・充実

【現状と課題】

近年は、青少年に関する様々な相談内容に対応すべく、専門的に相談を扱う関連機関が増加し、内容とともに充実してきています。しかしながら、インターネットや情報通信機器の急速な進歩と普及により、「ネットいじめ」や「ネット依存」などの深刻な問題があらゆる世代で数多く発生しています。この問題については、子どもよりも大人が無知であり、大人への教育の場が必要です。

【今後の主な取組】

- ①相談業務機能の充実
 - ・少年センターを中心とし、補導委員や関係機関と連絡を密にし、相談員のスキルアップを図ります。
 - ・生涯学習活動団体へその取り組みについての啓発を推進します。
- ②長崎県メディア安全指導員の活用
 - ・「メディア安全指導員」の積極的な活用と啓発を実施します。

【関連する事業】

- ○少年センター運営事業
- ○メディア安全指導員派遣事業
- ○学校·家庭·地域連携推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○保健センター
- ○民生委員·児童委員連合会協議会
- ○警察署

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	メディア安全指導員派遣事業利用者数	2, 045 人	3,000 人

2-(3) 少年団体活動の支援

【現状と課題】

少子化に伴う児童生徒数の減少により、子ども会などの少年団体数及び加入者も減少し、活動内容の制限や存続が困難となる団体も発生するなど、健全育成の団体が弱体化してきています。

家庭・学校では、与えることが困難な経験を、地域を基盤とした異年齢の集団による活動を通して、子どもの発達に応じた体験をさせることも必要です。

【今後の主な取組】

- ①子ども会活動の支援
 - ・他地区の子ども会との連携などの支援をします。
- ②スポーツ少年団活動の支援
 - ・青少年のこころとからだを育てるスポーツ少年団活動に対する助成を行います。
 - ・少年スポーツ団体指導者の研修の場を提供します。

【関連する事業】

- ○青少年健全育成事業
- ○社会教育推進事業
- ○スポーツ推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○県子ども会育成連合会
- ○県体育協会
- ○市体育協会及び各地区体育振興会

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	子ども会数	115 団体	110 団体
2	少年スポーツ団体支援数	35 団体	40 団体

2-(4)体験活動の充実

【現状と課題】

子どもたちの生きる力を育むためには、自然や社会の現実に触れるなど実際の体験が必要です。また、具体的な体験や事物との関わりを通して感動したり、驚いたりしながら実際の生活や社会、自然の在り方を学んでいきます。

家庭や地域社会での活動を通じて体験することが本来自然の姿であり、かつ効果的であることから、子ども会を中心として体験活動の機会を拡充していくことが求められています。

【今後の主な取組】

- ①地域による通学合宿の推進
 - ・通学合宿により、集団生活への適応力、生活技能などを身につける機会を提供します。
 - ・地域ネットワークの拡大を促し、地域の教育力の向上に努めます。
- ②少年自然体験交流活動
 - ・体験を通じて、課題解決能力や豊かな人間性など、「生きる力」の習得に向けた活動を 実施します。
- ③子ども会活動の推進
 - ・団体活動での体験ができる子ども会活動となるよう支援します。

【関連する事業】

- ○青少年健全育成事業
- ○少年自然体験交流事業
- ○学社融合社会教育推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会学校教育課
- ○女性会 (婦人会)
- ○自治会及び老人クラブ
- ○青少年健全育成会



高島サバイバル体験

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	通学合宿実施小学校区	3校	8校
2	少年自然体験交流事業参加者	19 名	40 名

2-(5) 家庭教育力の質の向上

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化により、子どもたちを取り巻く環境や生活様式などが大きく変化している中で、家庭では、子育てについての情報の不足を感じたり、悩みや不安を抱えたりする状況が見られます。また、家庭には、子どもたちの基本的な生活習慣や倫理観などをしっかりと培う役割が求められており、家庭の教育力の向上が課題となっています。

このため、子育て中の親やこれから親になる世代に対して、親としての力を高めることなど家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

【今後の主な取組】

①親子のふれあいへの支援

- ・絵本はじめましてブックスタート事業等の親子のふれあいを支援します。
- ・「早寝早起き朝ごはん」運動を地域で推進します。
- ②ファシリテーターによる「ながさきファミリープログラム」の推進
 - ・子育て中の親同士が交流し、悩みや体験を話し合う親学習を実施します。

【関連する事業】

- ○絵本はじめましてブックスタート事業
- ○公民館講座開催事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○総務部地域協働課(コミュニティ推進事業他)

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	ファシリテーター養成者数	2 人	5人
2	ファシリテーター利用者数	120 人	600 人

※用語の説明

ファシリテーター

会議やミーティングなどにおいて、中立な立場に立ち、参加者の状況を見ながら議事進行を務め、問題 の解決や合意の形成に導く役割をする人です。

Ⅱ-3. スポーツの推進

3-(1) 市民ひとり1スポーツの推進

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化により、個々のライフスタイルが多様化し、加えて、インターネットやスマートフォンの普及による、間接的なコミュニケーションが増加しています。このような社会において、人と人とが直接的に触れ合う機会が減少し、幅広い世代の体力低下が進んでいます。そのため、明るく豊かな市民生活を形成するためにスポーツの果たす役割は大変重要です。

これから市民一人ひとりがスポーツに関わる機会を充実させるため、競技スポーツから生涯スポーツの推進を積極的に推進する必要があります。

そのため、先の計画で目標とした「市民運動会」の推進に加え、公民館講座等を活用し、市民誰もが気軽に参加できる軽スポーツ教室や大会の開催を推進していく必要があります。

また、急激な高齢化の進展のなか、運動機能を低下させない健康体操並びに高齢者でも運動できる体操を推進し、スポーツを通じた健康維持も併せて実施する必要があります。



ひらどツーデーウォーク



大島村運動会



中部健康まつり



クロスカントリー

【今後の主な取組】

- ①公民館講座等を活用した軽スポーツの推進
 - ・軽スポーツを活用した公民館講座の開催(ユニカールほか)
 - ・地域と連携した軽スポーツ出前講座の開催(グラウンドゴルフほか)
- ②運動会等の開催
 - ・各振興会を中心とした運動会・健康まつりの開催(6地区)
- ③がんばらんば体操及び平戸よかよか体操等による健康増進事業の推進
 - ・ がんばらんば体操及び平戸よかよか体操等を活用した公民館講座、生涯学習出前講座 の実施

【関連する事業】

- ○スポーツ推進事業
- ○公民館講座開催事業
- ○生涯学習推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○市民福祉部福祉課
- ○保健センター
- ○老人クラブ連合会
- ○市体育協会
- ○自治会
- ○青少年健全育成会



いきつきロード

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	健康まつり・市民運動会参加者数	7, 908 人	10,000 人
2	公民館講座「軽スポーツ教室」参加者数	1, 184 人	1, 350 人
3	健康体操の実施か所数	0 か所	30 か所

※用語の説明

ユニカール

カーリングをオフシーズンでも楽しめるように、氷上ではなくカーペットの上でできるよう、1979年にスウェーデン、ヨーテボリ出身のカール=オーケ・アールクビストによって考案されました。「ユニバーサル・カーリング」(みんなのカーリング)を略してユニカールと名付けられています。

3-(2)スポーツ競技力の向上

【現状と課題】

競技スポーツの活動は、爽快感や達成感並びに仲間との連帯感等、市民に大きな感動

と活力を与える役割を果たしています。

また、レベルの高いスポーツは、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの推進や 健康増進に寄与でき、活力ある健全な社会形成に大変重要です。

そうしたことから、競技スポーツに対する知識習得や技術向上を図るため、指導者養 成講座に併せ、スポーツ教室の開催が必要です。

また、体育協会競技部への活動を支援し、それぞれの競技力の向上を図る必要があります。

更にスポーツ活動を充実させるため、拠点となる社会体育施設の整備も必要です。

先の計画で目標とした「市民体育祭」の推進に加え、スポーツ少年団の交流大会やレベルの高い競技スポーツの合宿誘致等を行い、ハード・ソフトを加えたスポーツ環境整備も重要な課題です。

【今後の主な取組】

- ①少年スポーツ団体指導者の育成
 - ・少年スポーツ団体指導者育成研修会を実施します。(年2回)
- ②社会体育施設の維持・整備
 - ・ 社会体育施設の保全整備を実施します。(維持補修及び老朽化対策)
 - ・社会体育施設の拠点整備を実施します。(大規模改修対策)
- ③各種スポーツ大会及びスポーツ合宿等の誘致
 - ・体育協会競技による市民体育祭を開催します。(19 競技団体実施)
 - ・スポーツ合宿の誘致を推進します。(障害者スポーツ他強化合宿誘致)
 - ・小学生スポーツ大会を開催します。(各公民館単位)

【関連する事業】

- ○スポーツ推進事業
- ○各施設管理運営事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○文化観光部観光課 (パラリンピック招致関連)
- ○県スポーツ振興課 (スポーツコミッション事業)
- ○県体育協会

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	少年スポーツ団体指導者研修会参加者数	62 人	100 人
2	市民体育祭参加者数	1,809 人	2,000 人
3	少年スポーツ大会参加者数	2, 035 人	2, 500 人

3-(3)スポーツ関係団体との連携強化と組織の充実

【現状と課題】

健康で活力のある市民生活を形成するため、地域に密着した体育の振興と競技種目に 応じた参加者の増加を図る必要があります。また、この競技スポーツを推進するには、 各地域の特色を生かしたスポーツの推進と体育協会並びに各地区体育振興会への支援が 必要です。

更に、青少年の健全育成を図るため、各スポーツ少年団に支援を行い多くの市民がスポーツに親しむことの出来る体制を構築する必要があります。

今後は、市民ニーズに対応できる、県内の企業や大学等と連携した生涯スポーツの体制づくりが課題となります。

【今後の主な取組】

- ①体育協会等と連携及び支援
 - ・体育協会・各体育振興会運営を支援します。(運営の円滑化)
 - ・県民体育大会参加派遣及び経費支援(19競技部)を実施します。
- ②大学・企業等との連携
 - ・スポーツイベントスタッフの協力体制を強化します。(大学連携)
 - ・プロスポーツクラブとの連携を強化します。(V・ファーレン長崎)
- ③少年スポーツ団体等への支援
 - ・少年スポーツ団体の育成を支援します。(運営助成)
 - ・総合型地域スポーツクラブを支援します。(設立・運営助成)

【関連する事業】

- ○スポーツ推進事業
- ○フレンドリータウン推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○V・ファーレン長崎
- ○県体育協会

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	総合型地域スポーツクラブ設置数	2 団体	4 団体

重点目標Ⅲ

- 郷土を愛する人づくり -

歴史・文化遺産の保存・継承・活用と文化活動の推進

Ⅲ−1. 文化財の保存・活用

1-(1) 文化財の調査・研究の促進

【現状と課題】

本市は日本の最西端に位置し、中国大陸や朝鮮半島に近い地理的環境から、古代から 現代に至るまで貴重な文化遺産を数多く有しています。国・県・市の指定・選定・選択・ 登録・認定文化財 211 件が所在する本市にとって、これらの文化遺産を保存・保護し、 後世に伝えることは重要な責務です。

しかし、過疎化の進行により貴重な文化遺産が埋もれ、あるいは失われてしまう恐れがあり、未指定の文化財や埋蔵文化財など、継続した調査や学術的研究・評価・顕彰が求められています。

【今後の主な取組】

- ①学術研究と成果の活用
 - ・本市独自の歴史・文化・自然を活かし、遺跡・庭園・古建築・古史料・民俗・動植物 などの学術的調査・研究を積極的に行い、その成果を周知・公開し、新たな平戸の魅力発信に取り組みます。
- ②学会・研究会の開催
 - ・各種学会や研究会などと共同し、最新の研究成果を市民に提供する機会を設けます。
- ③展示活動
 - ・博物館や資料館などと連携し、魅力ある企画展の開催を推進します。
- ④文化財の顕彰
 - ・地域に埋もれた文化財の調査を積極的に行ない、新たな文化財の発見に努め、その中から国・県・市の文化財として、指定・登録・認定の手続きを進めます。

【関連する事業】

- ○文化財審議会運営事業
- ○埋蔵文化財発掘調査事業
- ○和蘭商館関連施設発掘調查事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○九州国立博物館
- ○国際日本文化研究センター
- ○長崎歴史文化博物館
- ○県埋蔵文化財センター



埋蔵文化財発掘調査

- ○県考古学会
- ○松浦史料博物館

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	市指定文化財数	95 件	100 件

※用語の説明

国際日本文化研究センター

日本文化に関する総合研究と日本研究者に対する研究協力を行うことを目的とする大学共同利用機関。

1-(2) 文化財の保存・継承

【現状と課題】

市内の民俗芸能(無形民俗文化財)は保存会を組織し、活動がなされていますが、少子高齢化により、保存・継承が危ぶまれているものや、すでに活動を休止しているものがあります。ほとんどの民俗芸能について、映像記録保存(デジタル化)を行いましたが、今後は保存・継承・後継者育成について地域全体で支えていく体制作りが必要です。また、有形文化財の建造物や史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群・文化的景観等については、恒常的な維持管理、修理・修景が必要です。これらを実施するためには、専門的な知識・技術と多額の費用が発生することから、今後も継続した支援が求められています。

【今後の主な取組】

- ①有形文化財の維持管理
 - ・次世代へ確実に継承するため、適切な修理や整備、防災・防犯対策などに対する支援を 行ないます。
- ②無形民俗文化財の保存・継承
 - ・無形民俗文化財を地域で守るため、地域の学校と連携し、地域学習で取り上げてもらい、保存継承を図ります。
 - ・無形民俗文化財を広く公開するための機会を提供し、伝承者育成などに対する支援を 行います。
- ③歴史的な集落・まちなみ景観の保存
 - ・「平戸島の文化的景観」の歴史的な集落景観、「大島村神浦伝統的建造物群保存地区」 の歴史的まちなみ景観を地域住民の生活の場として整備し、地域住民主体の活用を支 援するなど、まちづくりを通して次の世代へ継承していきます。
- ④国指定名勝の保存整備
 - ・国指定名勝「棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園」の保存管理計画に基づく整備を行います。

【関連する事業】

○指定文化財保存管理·整備事業

- ○大島村神浦伝統的建造物群保存地区保存整備事業
- ○重要文化的景観保存整備事業
- ○文化財活性化事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○指定文化財所有·管理者
- ○無形民俗文化財保存団体
- ○自治会

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	大島村神浦伝統的建造物群修理棟数	21 棟	40 棟



大島村神浦伝統的建造物群保存地区



平戸オランダ商館

1-(3) 文化財の情報発信・活用

【現状と課題】

平戸市には、国指定・選定・選択文化財 16 件、県指定文化財 61 件、市指定文化財 95 件、国登録文化財 30 件、市認定文化財 9 件が所在しています。

ホームページや広報の「平戸遺産」コーナーで紹介し、これらを取りまとめた「平戸市の文化財(仮称)」の発刊を進めています。また、無形民俗文化財については You Tubeでの動画配信など、奉納・公開日以外でも平戸の伝統芸能が鑑賞できるよう情報発信を行っています。史跡等については、市民が解りやすく訪れやすい、説明板や案内板の設置を心掛けています。

しかしながら、これらの文化財について多くを知る市民は限られていることから、生涯学習と連携した周知・啓発、観光資源としての活用に向けた情報発信が強く求められています。

【今後の主な取組】

- ①ホームページ等の充実による発信
 - ・ホームページや案内パンフレットを充実し、市民がわかり易い情報発信につとめます。
- ②見学会・ワークショップの開催
 - ・文化遺産を活用した見学会やワークショップを開催し、市民が親しみ易く文化財を体 感できる場を設けます。

③文化財の観光資源としての活用

・「平戸和蘭商館跡」「棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園」「田平天主堂」「大島村神浦伝統的建造物群保存地区」「平戸島の文化的景観」など、地域固有の文化財が数多く所在しており、これらを重要な観光資源として情報発信と活用に取り組みます。

【関連する事業】

- ○「平戸学」推進事業
- ○文化財保護事務経費

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○文化観光部観光課
- ○平戸観光協会
- ○指定文化財所有·管理者
- ○無形民俗文化財保存団体
- ○各博物館·資料館
- ○ウェルカムガイド
- ○生月ボランティアガイド協会
- ○市立図書館(室)



国指定名勝(庭園)「棲霞園」

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	史跡等見学会の開催数	2 回	4 回
2	文化財を活かしたワークショップの開催数	2 回	4 回



国指定重要無形民俗文化財 「平戸神楽」



国指定重要無形民俗文化財 「平戸のジャンガラ」



国選択無形民俗文化財「大島の須古踊り」



県指定無形民俗文化財 「大島のジャンガラ」



県指定無形民俗文化財 「度島の盆ごうれい」



県指定無形民俗文化財 「田助ハイヤ節」

Ⅲ−2. 郷土学習の充実

2-(1)博物館・史料館の整備と活用

【現状と課題】

平戸市所有の博物館・資料館として、「博物館・島の館」「里田原歴史民俗資料館」「平戸オランダ商館」「大島村ふるさと資料館」「平戸城」「田平昆虫自然園」「切支丹資料館」があり、それぞれの特色に応じた展示・公開を行い、観光や小中学生の郷土学習などに活用されています。

しかしながら、開館後30年以上経過した施設もあり、建物の修理や展示施設及び内容のリニューアルが必要となっています。また、各施設とも来館者数が減少傾向にあり、市民の来館も少ないことから体験交流活動の充実など、リピーターを呼べるような魅力ある施設運営が求められています。

【今後の主な取組】

- ①施設の整備
 - ・老朽化した建物の改修、照明・空調の修繕・取替を行い、来館者の利便性向上につとめます。
- ②展示内容のリニューアル
 - ・展示コーナーのリニューアル、説明板や案内板の改良、音声案内システムの導入を検 討するなど、魅力的で解りやすい展示への転換を進めていきます。
- ③体験交流活動の充実
 - ・各施設の持つ特性を活かした体験交流メニューを増やすことにより、新たな入館者の 獲得とリピーターの確保に取組みます。

【関連する事業】

- ○「平戸学」推進事業
- ○大島村ふるさと資料館管理運営事業
- ○田平町里田原歴史民俗資料館管理事業
- ○生月町博物館・島の館管理運営事業
- ○平戸オランダ商館管理運営事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○平戸オランダ商館
- ○博物館・島の館
- ○松浦史料博物館
- ○平戸城
- ○田平昆虫自然園
- ○切支丹資料館
- ○市立図書館(室)



生月町博物館・島の館

No	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	展示リニューアル数	0	3 施設
2	体験交流メニュー数	3件	6件

2-(2) 平戸学の推進

【現状と課題】

本市は平戸オランダ商館に代表される大航海時代の交流を示す史跡や、多様な歴史資産、また、豊かな自然を有しています。こうした郷土の自然・歴史を広く市民に伝えるため、「平戸紀要」「島の館だより」の刊行、平戸オランダ商館や島の館での定期講座などを開催しています。

しかしながら、講座参加者の固定化などがあり、十分に浸透していないのが現状で、 今後はどのようにして裾野を広げていくかが課題となっています。

【今後の主な取組】

- ①小中高等学校との連携による出前講座等の開催
 - ・平戸小学校歴史探訪クラブなど学校と連携した講座を行なっていますが、子どもたちがより一層郷土への興味と愛着が持てるよう、こうした取組を広げていきます。
- ②「平戸学」講座の拡充
 - ・本市の自然・歴史が貴重なものであるという理解を深めてもらえるよう、定期講座や 出前講座の内容をより充実させ、「平戸学」の普及・啓発に取り組みます。

【関連する事業】

- ○「平戸学」推進事業
- ○平戸オランダ商館管理運営事業
- ○生涯学習出前講座

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会学校教育課及び生涯学習課
- ○市内小中高等学校
- ○博物館・島の館
- ○平戸オランダ商館
- ○松浦史料博物館
- ○市立図書館(室)



小学生郷土学習講座



オランダ商館講座

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	小中高等学校での講座数	5回	10 回
2	定期講座の受講者数	154 人	200 人
3	出前講座の開催数	3 回	10 回

2-(3) 平戸検定の充実

【現状と課題】

自然・歴史・伝統文化など平戸固有の文化、「平戸学」の普及・啓発・推進を図り、平戸に誇り・興味・関心を持つ人材育成、市民の学習意欲の向上に資するため。また、世界遺産登録を見据え、「平戸学」を活用したボランティアガイド増加とレベルアップを図り、観光客の受入体制の整備・拡充を行うことを目的として、平戸検定試験を行っています。

これまで6回の検定試験を実施し、延べ受験者数 937 人、延べ合格者数 627 人、合格率 66.9%と一定の成果を挙げていますが、上級(マイスター)合格者が延べ 49 名に止まっており、よりステップアップさせるための取組が必要と考えられます。

【今後の主な取組】

- ①検定試験の実施
 - ・平戸固有の文化「平戸学」を多くの人に知って もらい、平戸への誇り・興味・関心を持っても らうため、引き続き検定試験を実施します。
- ②検定講習会・ガイド育成研修会の開催
 - ・テキストブックの内容を解りやすく解説する講習会、上級合格者のガイド参加とレベルアップ を促すための研修会を開催します。
- ③テキストブックの充実
 - ・新たな調査・研究成果を盛り込んだ増補版や改 訂版の発刊を行うなど、テキストブックのより 一層の充実を図ります。



平戸検定チラシ

【関連する事業】

○「平戸学」推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会生涯学習課
- ○文化観光部観光課 ○市内高等学校
- ○博物館・島の館 ○平戸城
- ○平戸オランダ商館 ○松浦史料博物館
- ○切支丹資料館 ○田平昆虫自然園
- ○NPO法人ウェルカムガイド



平戸検定上級合格者

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	平戸検定受験者数	178 人	300 人
2	平戸検定上級合格者数 (マイスター称号取得者数)	49 人	100人

Ⅲ-3. 世界遺産の登録推進と活用

3-(1)世界遺産の登録推進

【現状と課題】

平成27年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出した「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、平成28年1月に出されたイコモスの中間報告を受け、国や県、関係市町が協議を行った結果、早期登録を目指す最前の策として、推薦を一時取り下げて再推薦を目指すことになりました。今後は、イコモスの助言を受けながら早期登録を目指します。

推薦書の修正作業に伴う関連調査や、国の文化審議会、次回のイコモス調査などに必要な業務については、文化庁や県、関係市町と連携し速やかに対応します。

また、世界遺産の構成資産だけでなく、市内の関連遺産群についても調査研究を継続し、資産価値の向上と、その価値に基づく整備活用を図る必要があるほか、構成資産を有する関係市町と情報を共有し連携を図り、効果的な事業展開を促進する必要があります。

【今後の主な取組】

- ①ユネスコへの推薦書再提出とイコモス調査への対応
 - ・早期登録を目指し、ユネスコへ推薦書を再提出するために必要な業務を行います。
 - ・再度イコモス調査を受ける必要があるため、前回調査の状況を分析し、改善を図ります。
- ②調査研究事業の継続
 - ・文化遺産の適切な保全と活用を図るための基礎的調査及び研究を継続し、調査等成果 について、普及啓発を図ります。
- ③県及び関係市町との情報共有と連携
 - ・県及び関係市町と調整会議等を中心に情報の共有と連携を図り、世界遺産登録に向けた広域連携の取り組みや、構成資産の保存・保全に関する課題解決に努めます。

【関連する事業】

- ○世界遺産登録推進事業
- ○重要文化的景観保護推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○博物館・島の館
- ○切支丹史料館
- ○松浦史料博物館



田平天主堂

No.	指標•內容	H26 基準値	H31 目標値
1	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産登録	O件	1 件
2	継続した調査研究を担う団体数	1 団体	5 団体

※用語の説明

ユネスコ

国際連合教育科学文化機関 UNESCO (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

ユネスコの記念物および遺跡の保護に関する諮問機関である国際記念物遺跡会議の略称。 ICOMOS (International Council on Monuments and Sites)

3-(2)世界遺産の保全

【現状と課題】

世界遺産の登録は、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することであると世界遺産条約に明記されており、申請国において、その保存・保全と適切な活用を図ることが最大の目的になります。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の各構成資産についても、国内法に基づき、 適切に管理できる体制を構築する必要があります。

【今後の主な取組】

- ①構成資産近傍の拠点施設を活用した資産管理機能の強化
 - ・平戸市の構成資産において、特に来訪者が直接的にアクセスできる「田平天主堂」と 「平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)」に資産管理者を配置し、適切な管理運営に 努めます。
 - ・教会堂の事前見学システムを運用している長崎の教会群インフォメーションセンター と情報共有を図り、各種課題解決に努めます。
- ②景観の保全及び修理修景事業の推進
 - ・世界遺産の構成資産や緩衝地帯などにおける景観保全活動を推進します。
 - ・世界遺産の構成資産や関連地域の景観向上を図るため、建築物や工作物などの修理修 景事業を実施します。

【関連する事業】

- ○世界遺産登録推進事業
- ○重要文化的景観登録推進事業
- ○指定文化財保存整備事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

○建設部まちづくり課ふるさと景観班



平戸の聖地と集落(安満岳 参道)

【月指す成果指標】

_		777130133			
	No.	No. 指標·内容		H31 目標値	
	1	田平天主堂事前予約率の向上	37.9%	60%	
	2	景観保全ボランティアの年間活動数	0	3 回/年	

3-(3)世界遺産の情報発信と活用

【現状と課題】

世界遺産登録は、その貴重な文化遺産を後世に確実に引き継いでいくことを目的としており、その価値を市民や来訪者に広く理解して頂くことが重要です。

特に、世界遺産登録後から数年間は各構成資産を訪れる来訪者の急増が予測されることから、適切な情報発信に努め、資産の保全と観光業の成立、地域振興を同時に成り立たせる持続可能なエコツーリズムの在り方を検討する必要があります。

【今後の主な取組】

- ①市内外への情報発信
 - ・発地から各構成資産に至るまでの動線に基づき、マスメディアや Web、情報誌等の適切な媒体による情報の発信を行います。
- ②市民ガイドの育成
 - ・来訪者に直接接する市民ガイドの育成を行い、着地型で対応できる仕組みづくりを検 討します。
- ③登録記念シンポジウム及び資産見学ツアーの開催
 - ・世界遺産登録を記念したシンポジウムを開催 するとともに、定期的な資産見学ツアーを開 催します。

④歴史文化基本構想の策定

・世界遺産構成資産だけでなく、その周辺地域 に存在する文化遺産を、指定・未指定にかか わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財 をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活 用するための構想を策定します。



平戸の聖地と集落(春日集落)

【関連する事業】

○世界遺産登録推進事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○文化観光部観光課
- ○平戸観光協会
- ○ボランティアガイド



平戸の聖地と集落(中江ノ島)

【月指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1 平戸市歴史文化基本構想の策定		O件	1 件
2	世界遺産対応ガイドの合計人数	0人	20 人
3	地域文化遺産データベースの登録件数	O 件	500 件

Ⅲ-4. 文化活動の推進

4-(1)文化芸術に親しむ機会の充実

【現状と課題】

離島や過疎地域を多く抱える本市にとって、一流の舞台芸術や音楽・美術などを鑑賞する機会が多いとはいえないことから、国・県・メセナ事業等の支援を得ながら、優れた文化芸術を鑑賞する場の提供に努めています。開催にあたっては、文化センターや未来創造館・公民館などの公共施設を主に利用しています。

しかし、専用のホールが限られ、開催場所も偏ることから、各地域に所在する寺・教会・古民家の活用、学校公演における市民観賞の連携など、市内全域で文化芸術に親しむ機会の充実が求められています。

【今後の主な取組】

- ①学校公演の継続
 - ・文化庁巡回公演、県青少年劇場等の開催を継続的に進めるとともに、市民の鑑賞について開催校との連携を図るなど鑑賞の機会の充実に努めます。
- ②文化芸術鑑賞の機会の提供
 - ・地理的ハンデを持つ本市にとって、優れた舞台芸術に接する機会は少なく、引き続き 国・県・メセナ事業等の導入を図り、民間施設の活用も進めるなど、より多くの市民 が鑑賞できる機会の提供に取り組んでいきます。

【関連する事業】

- ○文化振興事業
- ○文化公演開催事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会学校教育課及び生涯学習課
- ○市内小中高等学校
- ○市内文化協会



学校公演

【目指す成果指標】

	No. 指標·内容		H26 基準値	H31 目標値
	1	学校公演開催校数	4校	4校
-	2	芸術鑑賞事業入場者数	1, 571 人	2,000 人

4-(2) 文化団体の支援と活性化

【現状と課題】

本市の文化活動は、文化協会4団体と公民館の利用団体を中心に行われています。ま

た、美術振興会や風神社中など独自の活動を行っている団体、学校ごとの文化クラブ活動、PTAや健全育成会による文化活動も行われています。

しかし、未だに地域内での活動に止まっており、各文化協会の交流や合同での文化事業の開催を企画するなど、全市的な取組を進めるまでには至っていないのが現状です。 また、それぞれの団体の活動資金や事務局体制においても、行政の支援に頼らず、本当の意味での市民主導の文化活動が求められています。

【今後の主な取組】

- ①文化活動団体の支援
 - ・市民の自主的な文化活動について、後援や情報発信による支援を行い、文化協会の運営経費の一部を補助し、市民文化活動の活性化を促します。
- ②小中高校生文化活動の支援
 - ・全国大会や九州大会への出場は、小中高校生の文化活動において大きな励みとなり、 交流と経験を積む機会となるもので、出場経費の一部を支援することにより活動の活 性化を図ります。
- ③学校関係文化活動団体への助成
 - ・PTA・健全育成会など、学校関係者で 組織する文化活動団体が実施する文化 事業経費の一部を助成し、学校区におけ る文化活動の活性化に取り組みます。



文化まつり

【関連する事業】

○文化振興事業

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会学校教育課及び生涯学習課
- ○市内小中高等学校
- \bigcirc P T A
- ○健全育成会
- ○市内文化協会



大島中学校ダンスチーム (文部科学大臣賞 受賞)

【目指す成果指標】

No.	指標・内容	H26 基準値	H31 目標値
1	文化まつり・文化祭出演者数	600 人	700 人
2	学校関係文化活動団体への助成件数	3件	5件

4-(3) 文化活動の成果発表機会の提供

【現状と課題】

例年、各文化協会主催による文化祭、各公民館の利用団体による公民館まつりなど、

加盟団体による発表会が行われています。また、小中高校生の吹奏楽部・音楽部による 青少年音楽会、市民の芸術作品の展示を行う市美術展覧会が開催されています。いずれ も市民文化活動の発表・展示の場として、地域に根ざした文化活動として定着していま す。

しかし、少子高齢化や文化活動の多様化などにより、参加者や出品者及び来場者が伸び悩んでおり、特に市美術展覧会の中学生・高校生の出品が少ないことから、学校教育との連携を図り、増加させるための工夫や仕掛けが必要です。

【今後の主な取組】

- ①文化祭の開催支援
 - ・各文化協会が主催する文化祭については、市民の文化活動における重要な発表の舞台であり、後援や情報発信を通じてより活性化に向けた支援を行います。
- ②青少年音楽会の充実
 - ・青少年音楽会を継続して開催し、小中高校生の音楽発表と交流の機会を提供します。 またブラスクリニックを実施するなど演奏技術の向上を図るとともに、音楽活動の裾 野を広げていきます。
- ③市美術展覧会の開催
 - ・市民の芸術作品の発表・展示の場として、市美術展覧会を継続して開催することにより、市民の芸術創作活動の啓発につとめます。

【関連する事業】

- ○文化振興事業
- ○青少年音楽会開催事業
- ○市美術展覧会開催事業



ブラス クリニック

【本庁及び関係団体・機関との連携】

- ○教育委員会学校教育課及び生涯学習課
- ○市内小中高等学校
- ○市内文化協会
- ○美術振興会



青少年音楽会

【目指す成果指標】

No. 指標・内容		H26 基準値	H31 目標値
1	青少年音楽会出演者数	131 人	200 人
2	市美術展覧会出品点数	691 点	800 点

※用語の説明

ブラスクリニック

小中高校吹奏楽部の児童生徒を対象にした、プロの演奏家による楽器指導

第4章 計画の着実な推進に向けて

1 計画実現に向けた教育行政の推進

計画に位置づけられた事業については、基本的に各課が中心的役割を担い責任をもって 推進を図ることとします。しかし、教育に関わる施策は、教育委員会が所管する分野だけ ではなく、市長部局が所管する分野を含み、市の組織が横断的、総合的な推進を図ること が必要です。

特に、平成27年4月から始まった新たな教育委員会制度のもと、総合教育会議の中で、 市長と教育委員会が十分な協議・調整を行い、教育に関する大綱の策定や教育政策に関す る意識共有を行うなど、より一層の連携強化が必要になります。

また一方で、市総合戦略計画も期間を同一に進行されることから、関係機関が緊密な連携を保ち、情報の共有や相談、実施するべき事業・施策の選択、実施に向けての役割分担を明確に行い、迅速な対応を行うため、本市における横断的な取組を一層推進していきます。

2 国・県・家庭や地域、企業や大学、関係団体との連携

- ○本計画に掲げる教育施策の円滑かつ効果的な展開のためには、国・県・市が、それぞれの役割分担と、相互の連携・協力が必要です。特に、県との意見交換、情報交換を密に相互の連携を深め、国・県の助成制度や施策を効果的に活用するとともに、本市の実情に応じた施策について連携して取り組み、必要な財政上の措置など、積極的な情報提供や具体的な提案・要請を行い本市の教育の一層の充実を図っていきます。
- ○現在の教育を取り巻く課題や様々なニーズに対応していくためには、教育委員会のみならず福祉、産業、商工労働、環境など広く関係部局との横断的な連携が不可欠で強化を図ります。さらには、包括連携協定を締結し様々な知的資源を有する県内大学との連携を図ります。

また、本計画の実施にあたっては、行政、学校だけでなく、家庭や子どもたちの健全な育成を支える地域・住民、様々な分野の企業・NPO等の関係団体等が、目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら連携を図り、社会全体で効果的な取組を推進していきます。

3 計画の進捗管理

本計画は、第1期計画の検証を踏まえ、5年間の取組に対する各施策の目指す成果指標をより具体的に設定しており、それぞれの施策について検証・改善を図るための、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) のPDCAサイクルに基づく、定期的かつ適切な進捗管理を運用します。

本計画の成果指標の進捗管理については、総合教育会議による定期的な点検を行い、意見・提案をいただくほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において行い、広く市民にも広報紙及びホームページ上で公表するとともに、支所・公民館及び図書館などに配架することとしています。

こうした取組により、効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任も果たしていきます。

1 平戸市教育方針

平戸市教育委員会は、市民協働のもと英知を結集し、本市教育の充実発展を期する。

このため、人間尊重の精神を基調とし、郷土の、古より世界に開かれた輝かしい歴史・文化と美しい自然・豊かな人情を愛し、心身ともにたくましく、生涯を通じて創造的に学び続ける、国際感覚豊かな活力ある人間の育成に努める。

特に教育にたずさわる者は、その使命を果たすため、人間性と専門性の研修に励み、資質・能力を高めると共に、家庭・学校・地域社会との連携・融合を図り、深い教育愛をもって 日々の実践に努める。

(※3ページ掲載)

2 平戸市教育努力目標

(学校教育の実現)

- ○心の教育を充実し、学力の向上に取り組む学校教育の実現 (生涯学習の推進)
- ○学ぶ楽しみ、活かす喜びを育てる生涯学習の推進 (人権・同和教育の推進)
- ○温もりのある社会をつくる人権・同和教育の推進 (青少年の育成)
- ○たくましさ・やさしさをもつ青少年の育成 (文化の振興と国際交流の推進)
- ○歴史を活かした市民文化の振興と国際交流の推進 (体育・スポーツの振興)
- ○健康で活力のある市民を育てる体育・スポーツの振興

(※4ページ掲載)

3 第2期 平戸市教育振興基本計画策定委員

平成 27 年 11 月 25 日

		氏	名	住 所	備考
1	委員	瀬尾	俊郎	平戸市鏡川町42	1 号委員 平戸中学校長
2	委員	田中	広明	平戸市根獅子町181	1 号委員 根獅子小学校長
3	委員	松永	絹江	平戸市田平町里免238	1号委員 やよい幼稚園園長
4	委員	石井	哲	平戸市田平町小手田免477	2 号委員 社会教育委員
5	委員	辻村	敏	平戸市紐差町424-1	2 号委員 平戸市体育協会
6	委員	久家	孝史	平戸市大久保町2046-8	3 号委員 平戸市文化協会
7	委員	田中	泰三	平戸市木引田町423	4号委員 木引田商店街振興組合
8	委員	久松	宏秋	平戸市大志々伎町1214	5号委員 猶興館高校PTA会長
9	委員	勢良	学	平戸市田平町小崎免1127-1	5号委員 市PTA連合会会長
10	委員	神田	智美	平戸市生月町山田免961	5号委員 市PTA連母親委員会代表

4 平戸市教育振興基本計画策定委員会条例

平成27年3月25日条例第30号

平戸市教育振興基本計画策定委員会条例

(設置)

第1条 平戸市における教育の振興に関する基本的な計画を策定するため、教育基本法 (平成18年法律第120号) 第17条第2項の規定に基づき、平戸市教育振興基本計画策 定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、平戸市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、 平戸市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定について、必要な事項 を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。
 - (1) 平戸市立小学校長、中学校長及び幼稚園長の代表
 - (2) 平戸市内社会教育及び社会体育関係団体の代表
 - (3) 平戸市内文化関係団体の代表
 - (4) 学識経験者
 - (5) 前4号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画が策定される日までとする。 (委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する 委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決す るところによる。

(関係人の出席等)

第7条 委員長は、議事に関し必要があると認めたときは、委員以外の関係人に出席を 求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年平戸市条例第36号)別表に規定する「その他の委員」の額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかか わらず、教育長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、第4条に規定する委員会の委員の任期が終わった日限り、その効力を 失う。

第2期平戸市教育振興基本計画

発行年月 平成 28 年 3 月

編集発行 平戸市教育委員会教育総務課

〒859-5192 平戸市岩の上町 1508-3

TEL 0950-22-4111 FAX 0950-22-2878

Email kyoikusomu@city.hirado.lg.jp